

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 二 号

平成二十五年五月十七日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 平井たくや君

理事 木原 誠二君 理事 関 芳弘君

理事 田中 良生君 理事 西川 公也君

理事 平口 洋君 理事 若井 康彦君

理事 松田 学君 理事 高木美智代君

理事 青山 周平君 理事 石川 昭政君

理事 大岡 敏孝君 理事 鬼木 誠君

理事 勝俣 孝明君 理事 川田 隆君

理事 小松 裕君 理事 新谷 正義君

理事 田所 嘉徳君 理事 田中 英之君

理事 高木 宏壽君 理事 土屋 正忠君

理事 富樫 博之君 理事 豊田真由子君

理事 中川 俊直君 理事 中山 展宏君

理事 平沢 勝栄君 理事 福山 守君

理事 堀内 詔子君 理事 山際大志郎君

理事 山田 美樹君 理事 吉川 赳君

理事 荒井 聰君 理事 岡田 克也君

理事 後藤 祐一君 理事 津村 啓介君

理事 中根 康浩君 理事 遠藤 敬君

理事 木下 智彦君 理事 杉田 水脈君

理事 中丸 啓君 理事 山之内 毅君

理事 輿水 恵一君 理事 濱地 雅一君

理事 大熊 利昭君 理事 赤嶺 政賢君

理事 畑 浩治君 理事 村上 史好君

國務大臣 (地域活性化担当) 新藤 義孝君

國務大臣 甘利 明君

内閣府副大臣 西村 康稔君

内閣府副大臣 坂本 哲志君

厚生労働副大臣 秋葉 賢也君

内閣府大臣政務官 山際大志郎君

内閣府大臣政務官 北村 茂男君
財務大臣政務官 竹内 讓君
国土交通大臣政務官 松下 新平君

政府参考人 (内閣官房PFI法改正法案等準備室長) 澁谷 和久君
(内閣官房国土強靱化推進室審議官)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 木下 賢志君
(金融庁総務企画局審議官) 佐々木清隆君
(厚生労働省老健局長) 原 勝則君

政府参考人 (国土交通省水管理・国土保全局下水道部長) 岡久 宏史君
(国土交通省道路局次長) 吉田 光市君

政府参考人 (国土交通省航空局航空ネットワーク部長) 篠原 康弘君
内閣委員会専門員 雨宮 由卓君

委員の異動 五月十七日
補欠選任
青山 周平君 中川 俊直君
新谷 正義君 石川 昭政君
豊田真由子君 堀内 詔子君
中谷 真一君 富樫 博之君
平沢 勝栄君 土屋 正忠君
荒井 聰君 中根 康浩君
山之内 毅君 木下 智彦君
村上 史好君 畑 浩治君

同日 補欠選任
石川 昭政君 新谷 正義君
土屋 正忠君 平沢 勝栄君

五月十六日
総合特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
は本委員会に付託された。
富樫 博之君 中谷 真一君
中川 俊直君 青山 周平君
堀内 詔子君 豊田真由子君
中根 康浩君 荒井 聰君
木下 智彦君 山之内 毅君
畑 浩治君 村上 史好君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
総合特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○平井委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房PFI法改正法案等準備室長・国土強靱化推進室審議官澁谷和久君、内閣府大臣官房審議官木下賢志君、金融庁総務企画局審議官佐々木清隆君、厚生労働省老健局長原勝則君、国土交通省水管理・国土保全局下水道部長岡久宏史君、国土交通省道路局次長吉田光市君、国土交通省航空局航空ネットワーク部長篠原康弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平井委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤祐一君。
○後藤(祐)委員 民主党の後藤祐一でございます。ちよつと質問事項が多いので、まず、短く終わるものから順にやっていきたいと思います。
ちよつと通告の順番と違ってしまうかもしれませんが、まず、この法案に関連するところから先にやりたいと思います。
民間資金等活用事業推進機構に直接関連する部分で、今回、この法案によって機構が可能となる支援、これは出融資、出資、融資とも可能になるわけですが、今までの説明の中で、どうしても絵のぐあいなんですよけれども、メザニンに機構からお金を入れて民間のファンドなりから出資がつくというふうな絵で説明する場面が多かったような気がするんですけれども、あくまでこの法案によって可能になるのは、機構はメザニンもエカイティも両方とれますし、例えばそういったことを、民間のファンドは今ありませんけれども、メザニンとエカイティをまぜたような形でやりたいといっているような柔軟な提案があると思えます。

これに対しては、いかなる対応も機構で可能だということに理解してよろしいですか。メザニン中心だということでは必ずしもないということの確認をさせていただきたいと思えます。
○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。
この機構はあくまで民間の補完に徹するという

ことでございますので、基本はメザニンというのは御説明をさせていただいているかと思いますが、メザニンに限らず、まあメザニンなのかエクイティーなのかというのはかなり相対的な部分がございます。メザニンのかなりリスクの高いところはエクイティーとほとんど変わらないようなところもございます。

案件に応じまして、個々の出融資案件ごとに、民間事業者から求められている出融資ポジションとかリスク、リターンを総合的に検討いたしましたメザニンに対する出融資なのかエクイティーの出資なのかという判断を行うということでございまして、そこは柔軟な対応が可能だということでございます。

○後藤(祐)委員 その対応でやっていただきたいと思えます。

一つ懸念されるのは、この機構がリスクをとることによって、金融機関の債権のリスクを減らすために機構に登場していただくというようない方にならないかということ懸念しております。もちろん銀行の融資も大事ですから、機構が乗っかることでいろいろな銀行なり民間出資母体なりがついてくるというための牽引車として意味はあるんですけども、結果として、振り返ったときに、リスクを機構にとらせて、銀行の融資のところのリスクがなくなっていくという結果を招いただけではないかということになってしまうと、本来の趣旨と反してしまうような気がするんですけども、このような対応ぶりにならないようにしていただきたいと思えますが、これについて御見解をいただきたいと思えます。

○滋谷政府参考人 お答え申し上げます。

あくまで機構は民間の補充ということですので、本来銀行などが貸し出していた部分の一部をこの機構が肩がわりということではなくて、銀行などが十分な、銀行の判断でリスクをとって融資をして、さらにそこでは足りないところについて出すということでございますので、銀行の救済でありますとか、そのようなことのないような運用

をしてまいりたいと思っております。

○後藤(祐)委員 メザニンにせよエクイティーにせよ、弁済のときには銀行よりも優先順位が当然下がるわけですから、今、銀行救済のための機関ではないというお言葉がありましたので、ぜひそのような方向で運用していただきたいと思えます。

これに関連して、これはちよつと甘利大臣にお伺いしたいんですけども、今言ったような運用というのは、どうしても相対的になると思うんです。最初は機構が引張っていくのは私は悪いことじゃないと思えますので、そのときに、この機構が銀行の方を向いているのか、リスクマネーを供給する人々を助けないかという方向を向いているのか、あるいはPFIを市町村なんかやりたいという方向を向いているのかというの、非常に大事なことだと思うんです。

そういう意味では、この新しくできる機構のトップの人事が非常に大事になってくると思うんです。あるいは、トップに限らず、委員会ができませんけれども、こういったところの人事において、金融機関出身の方が本場に現実化しかねない。場合によっては、たくさん銀行がそろってお貸しをするようなときに、この機構に融資をしている金融機関出身の方なんか機構のトップに座っていたりすると、結局、リスクをメザニンの方に、機構に寄せているんじゃないかという、あらぬ誤解を受けかねないと思うんです。

そういう意味でも、このトップは、こういったリスクマネーをどう供給するかということについての御経験がある方、あるいはPFIを実際に市町村なんかで形成していく経験をお持ちの方、こういった方々を選ばざるべきではないかと思えますけれども、トップを含めた人事についての配慮事項、こういった方向で人事をやっていくのかについてお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 まず、天下りは考えておりません。これはずまないということ。それから、その

トップ人事について明確に言えることは、プロジェクトファイナンスに係る投融資とかPFI事業の組成等の業務に関する専門的な知識、実務経験を有する民間出身の優秀な人ということであります。

それで、この出身はだめという具体的な設定はしませんが、それは、案件を決めるときにはこの機構の中の支援委員会が決定をするわけであります。その支援委員会は、委員御指摘のいろいろな懸念がないようにしっかりと選定をしていくというふうにしておりまして、冒頭申し上げましたようなプロジェクトファイナンスに関するいろいろな知見を持つていらっしゃる方、特定の業界の出身者であるから不適当という考え方はとれませんけれども、委員御指摘の御懸念がないような体制にしっかりとしていきたいと思えます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、そういった配慮をされた上での人事を期待したいと思えます。天下りはしないということも明言されたことも評価させていただきますと思えます。

それでは、コンセッションの方の話に移りたいと思えます。コンセッションの設定については、この一つ前のPFI法改正で可能となりました。今、配付資料の三枚目の紙に、これは平成二十四年三月二十七日閣議決定の別表というものを取り出したもので、コンセッションが可能かどうか各施設ごとに表にしたものでございますけれども、まず、上下水道についてお伺いしたいと思います。

まず下水道は、これは国土交通省になると思えますけれども、下水道は設定は可能とこの表の半分から下のところで書いてありますけれども、現行も既にこれは可能になっているという理解でいいのかということ、実際、これで、下水の中のある特定の処理施設のところだけをPFIに出すというような事例というのは結構あるように聞いておりますけれども、料金徴収も含めた包括的なコンセッションというものが、仕掛かりも含

めてどのぐらい進んできているのか、もしそれが進みにくい事情があるんだとすれば、こういったところがネックになっているのか、このあたりについて御説明をいただきたいと思えます。

○岡久政府参考人 お答え申し上げます。

まず、下水道分野でのコンセッションについてはありますが、下水道分野でコンセッションを実施するに当たりまして、法的あるいは制度的な制約はございませんでして、現状でも、コンセッションの実施は可能というふうにご考えております。

それから、現状でございますが、下水道分野では、これまで四つの自治体で下水汚泥の発電利用等に関するPFI事業、これを七件実施をいたしております。民間のノウハウあるいは資金の活用、これを積極的に今進めてきているということでございます。

それから、国土交通省では、昨年十一月から、下水道事業における民間活用をさらに推進していくために、有識者検討会というのを設置してございます。事業主体である自治体、また民間企業から、PFIでありますとかあるいはコンセッションに対する意見を徴収しながら、その活用の方を検討しているところであります。

あと、委員の方から、何か課題があるのか、こういうことでございますが、この有識者検討会におきまして、民間企業からいろいろ御意見を聞いたりしてございます。

そのヒアリングにおきまして、いわゆる公権力の行使でありますとか、あるいは施設の所有、それからゲリラ豪雨とか地震、津波、そういう突発的なリスクへの対応、そういうものについて、その業務範囲を公共側において適切に負担してほしい、そんな意見を伺っております。こういう負担のあり方あるいはリスク分担のあり方、そういうことへの検討が今後必要かと思えます。

国土交通省といたしましては、経済財政諮問会議での御議論、あるいは、先ほど申し上げました有識者検討会での検討結果、こういうものを踏ま

を踏まえた、具体的な導入に向けていろいろな課題がやはりあります。これについて、その解決方法をそれぞれの省庁でも検討されておられますけれども、アクションプランの中でできるだけ具体的に盛り込んで可能にしていくことを政府の義務としてぜひ進めていくべきだと思いますけれども、これについて、これはできれば甘利大臣に意気込みを聞きたいと思えます。

○甘利国務大臣 諮問会議でPFIの類型が、現行からさらに踏み込んだものを何類型か提示をされています。

私は、一番最初の方の、民間資金で先につくってもらって後で払う、これは本当にPFIなのかという思いが正直ありました。コンセッション方式、これは運営権を引き渡す契約ですから、民間がやればより効率的に進んでいくと思います。これは、ぜひアクションプランでしっかりつくりたいと思えます。

もつと言えは、私なりの思いは、民間ペーパーの三類型、四類型にまで踏み込んでいく、そこまですていまして、今度はインフラ自身の補修であるとか更新が民間資金でできるのではないかと。財政再建を担当する大臣としては、そこに非常に魅力を感じているというところがございます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、甘利大臣のリーダーシップでそこは進めていただきたいと思えます。あと、各論としても一つあるのは道路でございます。

道路については具体的な話が愛知県で提案されて、特区で対応という形になってきておりますが、ただ、この道路については若干いろいろ検討が残っていて、構造改革特区の返事として、まず県において提案事項についての具体的な内容を示すよう求めたという形になっていて、これを受けて愛知県が民間事業者による有料道路事業の運営に関する検討会というものを設けて、その報告書が昨年の十二月に出ています。

この中で二つほど大きな論点が「更なる検討を必要とする事項」として残っておりまして、その

一つが料金であります。道路整備特別措置法においては、二十三条において、民間事業者の適正な利潤、これを入れるような規定になっておりません。これを規定すべきではないかという話の一つ論点としてございます。二つ目は料金徴収期間でございますけれども、道路については、道路は本来無料であるという考え方から、償還期間が定められて、償還が終わったから無料で開放しなきゃいけないという大原則があつて、これがあつたのかなかなかコンセッション方式が成り立ちにくいのではないかとというような二つの論点が示されております。

これを具体的にどう解決していくのかについて、これは逆に言うと、愛知県側は、ここを国交省が解決していただかないとなかなかこの先進めなというふうなボールが返ってきている状況だと思つております。これについての具体的な解決方法、必ずしも民間会社にもうけさせればよいという話ではないと思つております。例えば、料金については今までと同じ水準を維持するんだつたらいいですよとか、いろいろな解決はあると思つております。ぜひ、この二点についての、解決の方策についての国交省のお考えを聞きたいと思つております。

○松下大臣政務官 お答えいたします。有料道路へのコンセッション方式の導入につきましては、御指摘いただきましたとおり、昨年、愛知県から御提案をいただいております。国土交通省といたしましても、県が設置した検討会にオブザーバーとして参加して協力をしてまいりました。

国土交通省といたしましては、民間の資金ノウハウを活用する観点で大変有効であると考えております。まして、コンセッション方式について前向きに対応したいと考えております。

しかしながら、御指摘いただきましたけれども、現在、道路に關しましては、有料道路の通行料金には利潤を含まない、もう一点が、償還後は無料開放するというのが原則になってございまして、また、利潤を料金に含めることや、償還期間

の延長などにつきましては、道路利用者の負担が増加するため、地元の理解を得ることが不可欠でございます。

これらの課題を含め、具体的なスキームにつきまして、愛知県におきまして早急な検討をお願いしておりますが、この結果等を踏まえて、国土交通省といたしましても、コンセッションの導入に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○後藤(祐)委員 これはボールが返ってきている状況だと思つております。例えば料金については、今までの価格よりもコンセッションになったら上がったという、なかなか地元の理解は得られないと思つております。ただ、料金は今ままでお持ち維持する、だけれども、いろいろな経営改善をしてコストを削減した、その差分はまあ言い方によつては利潤なのかもしれないけれども、そういう経営努力によつて、今までの料金は変わらないけれども利潤を生み出したようなケースというのは本当にいけないことなんでしょうか。

逆に言うと、それを認めなかったらなかなかコンセッションに入ってくる事業者はいないと思つております。ですから、哲学的に料金の中に利潤を入れてはいけないというところを外してあげないと、この話はここでとまっちゃうと思つております。

ですから、もう少し前向きな検討をしていただきたいと思つております。もう一つ前に進む御答弁はないでしょうか。特に、アクションプランの中でこれについてはどう対応されていくんでしょうか。

○松下大臣政務官 では、お答えいたします。御指摘いただきました論点につきましてですが、料金と料金徴収期間につきまして、引き続き愛知県と協議してまいりたいというふうに考えております。

○後藤(祐)委員 これは、愛知県ですらできない

かつたら、多分その先なかなかうまくいかないと思つております。ぜひ、ここも内閣府のリーダーシップと、ここで言えることと言えないこと、いろいろ今交渉中のことがあるでしょうから、そこはとにかく案件をまとめるという形でやっていただきたいと思つておりますし、利潤の話というのは結構そのときにひっかかってしまつてしまう部分になるはずですから。

コスト削減して料金が一緒だったら利潤だろう、それはと言われたら、利潤としか言いようがないわけですから、そこはやはり法改正が必要になつてくるはずですので、ぜひアクションプランの中でもそこについては御検討いただきたい、料金徴収期間についても前向きな検討をいただきたいというふうに思つております。

それでは、各論はそのぐらいで終わりでございまして、もし、ほかの委員会の関係で、国土交通省、厚労省、お忙しいようであれば結構でございますので、あと、社会資本整備の話とイコールフットイングの話をごらささせていただきますと思つております。

でも、社会資本整備に関する国土交通省の部分は残つておりますよ、一般論としては、道路、下水という各論という意味ではもう終わりでございけれども、社会資本整備についてはこれから聞きたいと思つております。

それでは、PFIと社会資本整備の関係についてお伺いしたいと思います。

今の配付資料の中にありますこの前の経済財政諮問会議、五月七日の資料の後ろから二枚目に、先ほど甘利大臣がちょっと触れられた四つの類型という横紙がございます。今までのPFIは、どちらかという延べ払い型、税金を分割払いしているだけだということに対して、コンセッション、その他民間の工夫をどんどん使っていく右三つの方へできるだけシフトしていこうという力強いお言葉がありました。ぜひその方向で進めていただきたいと思つておりますが、この前提は、社会資本について、新しいも

のをつくるということももちろん必要なんです
が、既にあるものを賢く使っていくという根本的
な理念の転換だと思っんですね、この一番左から
右の方に移していくというのは。

そういう意味でいいますと、五月の七日の経済
財政諮問会議の資料、配付資料の前から四枚目
になりますが、五月七日の「二十一世紀型の社会資
本整備に向けて」という資料の「(一)新しく造ること」から
「賢く使うこと」へ」というのは、私は歴史的転換
なんだと思います。先ほどの、四つの中のできる
だけ右にしていこうということは、まさに歴史的
転換なんだと思います。

私は、新しいものを整備することを否定するわ
けではないんですが、膨大な社会資本があつて、
これから、なかなか財源が苦しいという中で、ど
うしても橋をかけ直さなきゃいけないとか道路
を補修しなきゃいけないだとかとお金が膨大
にかかっているというのは、これは共通認識だ
と思います。

整備、新しいものをつくることを重視するとい
う考え方から、それを否定するわけではないん
ですが、利用を重視していく。この言葉で言
うと、新しくつくることから賢く使うことへシフト
していく。社会資本についての基本的な考え方の
転換をしようとしているということではないのか
うか、これは甘利大臣にお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 まさに我々がこれから直面する
日本固有の課題、世界の課題にもなってくるか
もしれませんが、その一つに、高度成長期に
整備したインフラがいよいよ耐用年数を迎え、補
修とかあるいは更新の時期を迎える。そこに公費
で全部対応するのか、財政再建は大丈夫か、いろ
いろな課題があるわけでありまして。そこで、民間
資金を投入して賢い使い方というのを考えてい
く。これは新しい、極めて重要な発想だと私は
思っております。

委員御指摘のように、今までは、PFIという
第一類第一号 内閣委員会議録第十二号 平成二十五年五月十七日

とカードで買い物をするような話で、後で引き落
とされるというか、リボ払いみたいな話ですか
ら、本当のPFIとは言えないんじゃないか。そ
れにコンセッション方式が入り、さらに新しく、
利用料金が取れるようなものを併設して、そのお
金を使って維持、メンテナンスやあるいは更新を
民間の資金でやっていく。これは極めて重要な発
想だということに思っております。

諮問会議で国交大臣からも、新しい考え方に
ついて前向きに取り組んでいきたいというお話もあ
りました。大きな方向が新しく転換をしていくと
いうふうに考えております。

○後藤(祐)委員 甘利大臣のその考え方で社会資
本のあり方そのものの哲学をきちんと正式に決め
ていただきたいと思っんですね。

というのは、社会資本についての根本理念みた
いなものというのには、私も書いてないよう
な気がするんです。あえて言うならば、国交省の
社会資本に関連する部分だけ、社会資本整備重点
計画法というのがあつて、これに基づいて社会資
本整備重点計画というのがつくられていまして。と
ころが、この法律の中においては、社会資本整備
事業の定義、二条にあるんですけれども、ここ
には新しくつくることしかほとんど入っていない
で、改築、維持、修繕というのは道路についてだ
け触れられておりますけれども、先ほどの下水で
すとかほかのものについては、新しくつくること
しかそもそもこの社会資本整備重点計画法の対象
になっていません。

何を申し上げたいかという、このPFIの話
だけではなくて社会資本全体について、新しくつ
くると賢く使うことを両方またいだ社会資本
の根本的な哲学、考え方をやはりきっちり定めな
きゃいけないのではないかと思っんですね。

この前の五月七日の諮問会議の資料でも、民間
議員のペーパーのところは私に非常によくできて
いると思っんですね、これと、国交省の
ペーパーになるとやや整備の方にぐっと寄って
いて、さらに強靱化という法案が古屋大臣から

出ている、ここはちょっとぐっとなつてしま
うわけですね。しかも、強靱化法案の中には、基本理
念のところ効率化をやや否定するかのような条
文が入るやに聞いている中で、社会資本のあり方
全体の哲学を、今甘利大臣がおっしゃったよう
な、賢く使うというところを、より重点を持った
考え方でやっていくんだという、これは本当はP
FIだけではなくて社会資本全体を通じた法体系
を新たに作るべきだと思っんですね、これについてど
うお考えでし
ょうか。

○甘利国務大臣 今、日本が直面している課題を
解決する新しい方向として、極めて重要な発想だ
と思っております。

国交大臣も、全体のブランドデザインをもう一
度考えるときかもしれないというような発言もな
されております。いろいろ前向きな方向が出てく
ることを期待いたしております。

○後藤(祐)委員 国交省が中心にはなると思っ
んだけれども、国交省以外にも社会資本はたくさ
んございます。先ほどの上水道ももちろんそう
です。なので、これは政府全体で、ぜひ内閣府が中
心となつて、もうこれは出ているわけですから、
新しくつくることから賢く使うことへという理念
のもと、何とか今あるものを大事に使っていくと
いうところを中心概念としたものを取りまとめで
いただくよう、アクションプランあるいは諮問会
議の骨太、こういったところで長い期間有効なも
のをぜひ考えていただきたいということをお願い
入らせていただきたいと思っんですね。

それでは、残り時間を、PFIとその他事業と
の関係におけるインセンティブ、イコールフッ
ティング、こういった話をしたいと思っ
ます。

昨年の八月一日のPFI推進会議決定というも
のがございます。今お手元に配付された資料の一
番上になつていないかと思っますが、これは民主党
政権のときの決定なんですけれども、この二枚目
の七というところで、「さらに、独立採算型PFI

Iの拡大に資するよう、公共施設整備を行う際
に、まずはPFIの実施の可否を検討する制度に
つき、事務負担の観点にも留意しながら、独立採
算型PFIを対象に、二〇一三年度において二〇
一四年度予算の編成プロセスから実施できるよ
う、内閣府と関係省庁が連携・協力して検討を進
める。」とあります。

いわゆるユニバーサルステイティングを主に念頭
に置いたものだったわけですが、このユニ
バーサルステイティングについてどう思っ
るか。そ
して、これがなかなか一個一個やっているとコス
トがかかるという中で、これは言ってみれば、主
に地方公共団体、まあ民間事業の場合もありま
すけれども、施設をやる側がPFIを選んだ方が得
だと思っような制度設計にしていこうというた
めにどういう工夫が必要かということだと思っ
んです。ユニバーサルステイティングは一つの選
択肢だとは思ってるんですけれども。

ぜひ、自治体側が、民間事業も含めて、PFI
を選ぶインセンティブを持つような予算、あるい
は税もそうかもしれませんが、そういった制度上
の工夫が必要だと思っすけれども、これにつ
いて、西村副大臣、どのようにお考えでし
ょうか。

○西村副大臣 大変いい御指摘をいただいて、私
もこのイギリスの仕組み、ユニバーサルステ
イティング、これも勉強させてもらいました。

委員御案内だと思っすけれども、イギリスで
やられたのも基本的に病院とか箱物が多くて、
我々で言ういわゆる延べ払い型に近いものが多
くありまして、九七年にはこの仕組みも廃止をさ
れているということですが、考え方は非常に
我々も参考にしなきゃいけないというふう
に思っ
ております。

の各省庁もそうですし、地方公共団体もそういう意識を持ってもらうように、やはり一定のインセンティブを付与するような仕組みを考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

このあたり、これから議論をしていきたいと思っておりますけれども、一定の方向性はぜひあくシヨンプランでも示していきたいというふうに思っております。

○後藤祐委員 これは、結局、PFIを選んだ方がお金をたくさんもらえるよというふうな仕組みにしないと機能しないと思うんです。

例えば、先ほど下水道の話がありましたけれども、下水道を市町村はつくりたいわけですね。そのときに、国交省からお金をもらわないとできません。今、それは社会資本整備総合交付金の内数として交付されていると思いますけれども、例えば、PFIを真面目にやる自治体に対しては社会資本整備総合交付金みたいなものを少しくさん上げる、逆に、そういう取り組みを全然やっていないところは少し少なくなってしまう、そのような仕組みは非常に有効だと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○西村副大臣 まず、国でいえば、各省庁、予算をふやしていくことこれまでに非常に意識が強く、それが評価をされるというふうな全体としての霞が関の風潮があるんだと思いますけれども、それをまず意識を転換して、税金を投入しない、そういう知恵を出して、PFI事業、先ほどの右側の方の事業に持っていくようなことを知恵を出していくことについて評価されるような仕組みを考えていかなきゃいけません。

御指摘のとおり、自治体も、国から補助金をもらってやった方がいい、あるいは税制上のメリットがあるからそっちの方がいいということにならないように、いわゆる公共事業で補助金をもらった場合の少なくともイコールフットイング、さらにはPFIをやった方がメリットがある仕組み、これはいろいろな仕組みがあると思いますので、

御指摘いただいた点も含めて、これはぜひ考えていきたいというふうに思います。

○後藤祐委員 PFIの方にインセンティブをつけるという意味では今のは非常に重要な答弁だと思いますが、ぜひ具体的な予算制度の中で組み立てていってほしいと思います。

それと、もう最後になりますが、そのもうちょっと前段階として、イコールフットイング、PFIだと損しちゃうというふうなケースもある。あるいは、PFIだからというよりは、特に、新規につくる場合は非常に手厚い支援制度があつて、維持管理、修繕なんかにおおとすると、なかなか手厚くないというふうな制度設計に現状がなつていっていることが、なかなかPFIを導入しにくい一つの原因になつていっていると思うんです。

特に、起債について、例えば、新しいものをつくるときは七五％起債の対象になつて、そのうちの七〇％は交付税で後で見てもらえるよとなつているにもかかわらず、維持修繕とか改修のときには、そういったお金はもう少し少なくなってしまうというふうなのが、甘利大臣がおっしゃつたような、できるだけ右にしていこうという上でネックになつてしまつていっていると思うんです。

新規建設と維持修繕、管理を比較した場合に、維持修繕、管理の方がもう少し使やすくなるよという制度設計、特に、起債の対象といたつたところ、地方交付税で後で見てもらうというふうなところを念頭に、ここをイコールフットイングにしていくということについてのお考えを聞きたいと思ひます。

○西村副大臣 私も県に出向して商工課長をやつた経験もありますけれども、おっしゃるとおり、低利で起債ができて、さらに後々交付税で手当てがあるというのは非常に魅力的なものですから、県の担当者、あるいは県の立場からすれば、できるだけ国のお金ももらえると自己負担が少なくて済むということで、御指摘のとおり、新規の事業をやる場合にはそういうケースが多いわけであり

修繕のことも含めて、PFI事業を活用した方がメリットがあるように、先ほど来の御議論のとおりでありまして、これは経済財政諮問会議でも地方財政のあり方も議論されておりますので、交付税のあり方を含めて、頑張つたところがよりメリットがあるような、そういう仕組みをぜひ今後も考えていきたいというふうに思います。

○後藤祐委員 時間が来たので終わりますが、今の答弁も非常に大事な答弁だと思います。あくシヨンプランの中でぜひ具体化していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○平井委員長 次に、木下智彦君。

○木下委員 日本維新の会、木下智彦です。本日は、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案、いわゆるPFI法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

まず最初に、今回の改正案なんですけれども、私の方にある、今回の目的というところをちょっと読ませていただきます。

株式会社民間資金等活用事業推進機構、インフラファンドを設立し、独算型PFI事業に対し金融支援などを実施、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与することを目的とするというふうに書いてあります。これは、改正案というところなんですけれども。

ここで、まず最初に、甘利大臣に質問させていただきます。そもそもPFIをやつていくといったところで、先ほども少し御答弁ありましたけれども、そのメリットであるとか目的ということについて、もう一度整理していきたいと思ひますので、御答弁をいただければと思ひます。

○甘利国務大臣 今回の法案は、できるだけ税財

源を使わずに、資金回収を行うPFI事業に金融支援を行う株式会社民間資金等活用事業推進機構、この設立を内容とするものであります。

この機構の設立は、民間投資の喚起によりまして成長力強化を図る具体策として、民間資金の潜在力を活用した、成長による富の創出と呼んでおりますけれども、この実現を図ることを目的とするものであります。

また、この機構の支援によりPFI事業を拡大することによりまして、民間の資金であるとか、あるいは経営能力等の活用を通じて、公共施設の整備それから運営に対する税負担の軽減、これにつながるものというふうに考えております。

○木下委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいたところで、重要なところの一点として、本来であれば官が不得意とする事業経営と利用者サービスの充実を図るとともに、民間にリスクコストを負担させることで血税の支出削減の目的も担っているんだというふうに私は考えているんですけれども、その認識についてはいかがでしょうか。

○甘利国務大臣 今までもコンセッション方式というのはありました。これ自身、運営権を民間に契約で引き渡すわけでありまして、そこに民間の知恵が入ってくることでより効率化が図られる。それによって、コスト削減が図られる。先ほど、その図られたものを利益としてどう配分するか、捉えるかという議論がありました。これは、その努力をした者にも、あるいは国民にも、両方にはね返るのがいいと思っております。

そして、今回の法案では、さらにそれをもう一歩進めて、料金収入が得られるような施設等も併設をする。それによって、補修ランニングコストの捻出も図る。それらを通じて、本来ならば、従来のスキームならば税金で支払われていたものが民間の資金によってカバーされるという効果があるわけでありまして。それは、御指摘のように、民間がある種リスクを負うことによつて国民に利益が還元されるということに当然つながっていくと

いうふうには承知をいたしております。

○木下委員 ありがとうございます。
リスクコストという部分なんですけれども、一番理想というのは、PFIを用いてリスクコストを、ある程度というよりも、全体的に民間に委ねるということが一番いい方法だと思われるんですね。

ましてや、今回の目的というのか対象になっているものが独立採算型のPFI事業という形になるかと思うんですけれども、それを考えたときに、独立採算型の民間企業に経営を委託するという形にするにもかわらず、国として金融支援をする。ファンドを通じてというふうな形にならなければならないけれども、これは民間企業に委ねるといっては形式的にしてしまうというおそれがあるということです。

お金は国が、間接的であつたとしても面倒を見るということにはほかならないんじゃないかなと思っております。先ほど言いました、本来手放すべきリスクコストを、国が間接的であつたとしても負い続けるということにはならないのかなと思っております。この辺が非常に好ましくないのではないかと、この辺が非常に好ましくないけれども、それはいかがでしょうか。

○甘利国務大臣 この法案の目指すところは、日本にインフラファンドはないわけです。世界には二十兆規模のインフラファンドがある。

やはり最初は、何らかの形で官が環境整備に出るという形が育っていかないと。ですから、この法律が時限立法になっておりますのは、少しずつ民間のインフラファンドができてきて、取ってかわってもらえるというのを目指しているわけでありまして、言ってみれば、そういう環境整備をする呼び水をつくっていくということにその使命の一つがあるかというふうに思っております。

○木下委員 私が最初に読ませていただいたところにも、大臣がお話しいただいたように、まず国の資金を使って呼び水にするんだというふうに書

いてあります。そういう意味では、まさしく一番最初にやっていくところは国の資金がある程度使って呼び水をつくっていくんだというのには、私はいんじやないかなというふうに思っているんですね。その程度の問題とかも私は一つあると思っておりますけれども。

少しちよつとそれ以外の部分で考えたときに、やはり、そうはいいながら、間接的であつたとしてもファンドの機構をつくる形になるわけですから、そうなる、資金の流れというのには複雑化してしまうということになります。そうなたたきに一番懸念されることになると、一つ機構というのか事業体をつくることになるので、そこに對して新たな天下り先になるんじゃないかというふうな懸念が相当考えられるんじゃないかというの辺に對する措置ということは何か考えられているでしょうか。

○甘利国務大臣 天下りはさせません。結論から言うと、そういうことであります。

従来の仕組みもありますけれども、この機構が機能を發揮するというのには、やはりプロがやらないと最終的にこの機構をつくった国の責任にはね返ってくるわけでありまして。プロジェクトファイナンスに関するプロをしっかりと人員に配置するというのを考えていかないと、この機構自身が本来の役割を果たせないということでありまして、そこから、そこはしっかりと監視をしていきたいと思っております。

○木下委員 天下りの件なんですけれども、させませんというふうな形だと思っておりますけれども、天下りなのかどうなのかは別として、恐らく政府の人は必ず入ると思っております。なぜならば、お金は出すけれども人も出さないと、もしくは、お金は出すけれども口も出さないということでは多分あり得ないと思っております。それなりのプロの人というのは民間からも当然入ってくるでしょうけれども、逆に言うと、国からお金を出すわけですから、必ず何らかの形でそこに国の人間は入ってくると思っております。

そのときに、国の人間が入ることが私は悪いとは思っていないんですけれども、そこを、片道切符で行くわけじゃなくてちゃんと戻ってくるんですよとか、そういうことをしっかりと区分できるかというのがちよつとわからないところなんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はしっかりと整備ができていってよろしいんじゃないでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど甘利大臣の方から御答弁いただいたわけですが、いわゆる公務員OBの天下りというものは全く考えていないということで大臣の方から御答弁をいただいているわけでございます。

国家公務員の再就職につきましては、再就職等監視委員会による監視のもと、国家公務員法に基づく再就職規制の厳格な運用を行うということになっております。したがって、そうした全体の国家公務員のルールに基づいた適切な運用を行っていくということでございます。

○木下委員 ありがとうございます。
そうしましたら、少しちよつと毛色が変わったところをお話しさせていただきますが、先ほど、このファンドの対象になるところで下水道のお話が出ておりました、コンセッション方式でやっていくこと。

同じように、一つ、この目的というところで私が事前にヒアリングを受けたときに聞いていたのが、独立型の空港のPFIというところが対象になってくるというふうな聞いておりました、その主なところとして、これからアジアのハブ空港それから国際的なハブ空港になるということを目指していく関西空港であるとか、あとは復興というふうなキーワードで仙台空港ということが入っているというふうな聞いていますけれども、その辺は相違ないでしょうか。

○山際大臣政務官 まず、関西国際空港と伊丹の話ですけれども、もちろんそれはこのPFI法が成立した時点には対象になってくる案件だと思います。

それと、今御指摘があった仙台の空港の話ですけれども、これは、今国会に民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案、これが提出されているというふうな承知しております、それがきちんと成立した時点には、この国管理の空港の一つ目として仙台空港というのも対象になり得ると考えております。

○木下委員 ありがとうございます。
私は、ちよつとここで心配していることがございまして、ある程度、集中的に資本を投下するというものに関してはどういふ今回の改正案なのかを、しっかりとワークしていくのであれば、うまく活用していけばいいんだらうと思っております。ただ、包括的に、このPFI法の改正をした場合に何が考えられるかという、その他の空港についても同じような、これはコンセッション方式というふうな形容詞がつくかと思うんですけれども、対象になっていく可能性は非常に高いと私は思っています。

ただ、冒頭お話しさせていただきましたけれども、本来であれば、独立採算型の事業というもので、呼び水というふうな形ですのであれば、国の資金が最初に入っていくというふうな形ではないというふうになるんですけれども、今、日本じゅうの空港、これは全部が全部というわけではないですけれども、本当に必要なか、こんなところの空港をつくっても乗降客がいらないじゃないかと。これも、事業として成り立っていないようなところに対して、要は、このファンドを使って、だめになりそうになったら後ろからこう注射を打つというふうなことがあつてはならないと思っております。

その辺はしっかりとめり張りをつけるべきだと思っておりますけれども、今のこの改正案だけでは、そういうふうな対策がなされていると私は考えていないんですけれども、この辺、何らかの

形はあるんでしょか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

この法案の一番大きな目的が、本格的なインフラファンド市場を我が国に育てることなんですけれども、なぜそれが有意義かと申しますと、やはり、官が目ききをするという、先ほど後藤先生のお話にありましたような従来の社会資本整備のあり方から脱して、民間の目ききというものをどんどん入れていくという、市場のプレーヤーが、いい案件というものをききんと目ききするということだと思います。

赤字の事業についてのお話がございましたが、コンセッションというのは、運営権を買いたい人が手を挙げてコンセッションの対価を払う、コンセッションフィーを払うという形で成立するわけですけども、そもそも、赤字が見込まれるところにはコンセッションフィーを払うという人が多分ないわけです。現状は赤字でも自分がやればもうかるかもしれないという人は、その分、手を挙げるかもしれません。

いずれにしても、コンセッションフィーは、これまで役所が投入した債務の肩がわりではなくて、あくまで将来の見込み収益をベースに算定されますので、したがって、その中で、当然、不採算のものというのはだんだんだんだん民間の市場から淘汰されていって、逆に、民間の市場関係者から見ると、この空港は優良じゃないかと、そういう目ききが進むということだと思います。

そのようなファンド市場を育てることで、本来、採算のいいもの、官と民の双方にとって魅力的な案件というのがどういふものかということ、だんだんだんだん明らかになっていくということも、この法案の大きな目的の一つだと考えております。

○木下委員 ありがとうございます。

まさしくそうなんです。ビジネスの感覚でいった場合には、当然そういったところにしか民間は入ってこない。これはもう間違いない事実だと思うんですけども、ただ、単独で見たとときに

けれども、そうとも限らない場合があるんじゃないかと私は思うんです。

それはなぜかという点、今の、国がやっている事業を権利として取得したいと。事業者が、単独で、独立採算として成り立たないところであったとしても、権利としてとってあげれば、その周辺であるとかそういうところで、それだけで、その周辺も含めてお金がもうかるのであれば、それならいいんです。ただ、そうじゃなくて、いや、権利さえとってしまえば、後ろから政府がお金を注射してくれるんだというふうな、そういう形にこの改正案がなりはしないかということが私は問題だと思ってるんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

この機構は実際にどういうところに投資をするかということにつきまして、支援基準というものを国の方で作成するということになりまして、これから、法案が成立した以後、支援基準というものを一つつくっていくわけがございますけれども、今先生御懸念のようなことのないような形での支援基準を明確に定めていきたいというふうに思っております。

○木下委員 そうなんです。その支援基準、ここがまた非常に大きなポイントになると思っていて、民間がファンドを運営していれば、そういう基準でやるでしょう。

ただ、先ほど言いましたけれども、お金は出すけれども口は出さないということはある得ないと私は思っていて、そうなれば、国が言いながら、ちゃんとした形でやっていけるんだというふうな、あのまま潰すわけにはいかないというふうな、そういう圧力がかったりとかした場合には、その今の論理は成り立たなくなってしまうと思ってるんです。

ですから、ファンドというところで国がお金を入れるというのは、相当私は慎重にやっていかないと今みたいな懸念が起るんじゃないかという

ふうに思っております。

それから、甘利大臣が先ほどおっしゃっていただいたいでしょけれども、呼び水にすると申したところで、まず最初は国がお金を入れてやっていくことで民間がどんどん入っていくことを考えて、魅力ある事業に対して民間が入ってくるということをやっていくというふうに言っています。

ただ、私は見ていて思うんですけども、今の空港でコンセッション方式でやろうとしているところを見ると、空港の駐機料、それから周辺の自動車の駐車場とか、あとは商業施設、この辺が、全部一体として会計の中の財務諸表が総合的な形で提示されていないという問題があるんです。

これを民間に委ねるといふふうにした場合には、当然、総合的に、財務諸表をそろえて、それで、この事業はこれぐらいの形で今やっていますというのをちゃんと示していくというのは、普通のビジネスではそうしなきゃいけないんですね。

ただ、今の国のやり方を見ると、全部が単一でまとめることができない。そうすると、デューデリジェンスというんですけれども、どこかの事業を買いますといったときにするんですけども、そのときに何が何だかわからないんですね。本場にこれがちゃんと事業として成り立つのか、それとも、この部分をスリム化すれば、自分たちがやればうまくやっているとかが、そういうことを判断した上で民間は入っていくんです。

ただ、今の状態だったらそれがいい。その辺からまず私は整備するべきだといふふうには思っています。それはしつかりやらない状態の中で、まずはお金は入れますというふうには思っているのは、これは私は間違いないかというふうには思っているんですけども、今、民間に対して事業を委ねるといったときに、その辺のやり方その辺の考え方はどこまで進んでいるのかという

ことを質問させていただきます。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省の方で、先ほど御説明ございました別途法案を出させていたでいてるわけでございますけれども、この法案の中で、国土交通大臣が空港の具体的な民間委託を進める場合の方針をしっかりと法律に基づいて定めていくということにさせていただきます。

その中で、今御指摘ございましたような空港そのもの、あるいは関連事業を含めて、情報開示をしっかりとさせていた上で、民間事業者をしっかりと選定していく。国が契約の一方の当事者でございますので、国がその基準に従って適切な方をしっかりと選び申し上げていく。こういう仕組みにしたいと思っております。

○木下委員 甘利大臣、今言っていたように、国土交通省であったり、各府庁がしっかりとその目的をちゃんと話し合っていて、今やらないといけないことはまず何なんだということをしっかりとまとめていった方がいいですね、私は。

やはりその考え方は、これは、まず政治家がやることというのは一つあるんだと思うんですけども、そういう物事を考えるところにこそ、民間の考え方というのをどんどん入れていくべきだと私は思っているんですね。それをぜひとも実現していったらいいですね、よろしくお願いします。

○甘利国務大臣 委員の御懸念、御指摘、あるいはこの委員会での審議を通じて指摘されている懸念事項、それがしっかりと払拭されるように、できる限りのことはしていきたいと思っております。

○木下委員 ありがとうございます。

最後にもう一つだけお話しさせていただきます。今回の空港のことにちよつと立ち戻ってなんですけれども、やはりめり張りをつけて、ほかの法案が通っていないからというのがあるんですけども、関空、伊丹の話であるとか、それから仙台

がなされていないんです。これはどうしてでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

欧米、特にヨーロッパのPFI事業ですと、先生御指摘のように、モニタリングは極めて重視されておりまして、それは、もともとサービスレベルで契約をしておりまして、キー・パフォーマンス・インデックスのような、要は業績指標というのが明確に定義されていて、それに基づいてモニタリングがなされる、それが結果的にペイメントに直結する。そういう仕組みですので、モニタリングが物すごく重要なわけでございますが、日本の場合の従来の延べ払い型のPFIは、ある意味、支払いが最初から決まっているので、そういうモニタリングというものについての重要性がさほど認識されてこなかったのではないかとこのように思っております。

今後、PFIの抜本改革を進めていく中で、施設物につかましても、サービスという考え方で民間の創意工夫を生かすような方向に改革をしようとする、当然のことながら、サービスレベルという、性能発注という先生御指摘のような方向に持っていくべきではない。

そうなりますと、モニタリングというのは極めて重要な活動になってきますので、やや古くなっているこのモニタリングに関するガイドラインの見直しも含めて、適切に対応していきたいというふうに思っております。

○杉田委員 ありがとうございます。

今後見直しを行っていくというふうにお答えいただきましたので、では、具体的に、今あるガイドラインの課題とかいうものがございましたら、大きなものから結構ですので、例を挙げていただければと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

まず、最初の契約の際に指標というものがほとんど明確に定義されていないところが最大の問題でありまして、まず、そこからスタートしなきゃいけないというふうに通じているということ、

モニタリングの主体が、発注者だけではなくて、さまざまな市場関係者も含めたプレーヤーをたくさん巻き込んでいってモニタリングをするということが極めて重要だと思っておりますので、そうした欧米の事例も参考にしながら見直しを行っていきたく思っております。

○杉田委員 そのときには、実施している自治体なんかからもぜひ意見を聞いていただいて、その、実際の運営している自治体の課題なんかも参考にしていただきながら、ガイドラインの見直しを行っていただきたい、できれば早急に行ってくださいたいと思っております。

それでは、最後になりますが、地域活性化に寄与するPFI事業の推進について質疑をさせていただきますたいと思っております。

今はどうしても、PFIという、箱物をつくるためのもの、もしくは改修するためのもの、というふうにも思われがちです。今、そこで問題となっているのが、なかなか広がっていかない原因の一つとして、SPC、特別目的会社は大手ゼネコンが担っている場合がほとんどです。自分たちの地元の企業がなかなかそこに参入していけないということが、やはり地方で取り組んでいけない一番大きな原因じゃないかと思っております。その理由は、プロジェクトファイナンスが現実にはコーポレートファイナンスで、大手銀行が、SPCの集合体である各企業の審査をしている、そこに問題があると思っております。

ここで課題になってくるのは、地域の町づくりの未来というのは、建物を建設する企業だけでは担えないということなんです。ですから、やはり地域の未来をマネジメントできるのは、その地域の事業であって、地域の人であるというふうに思っています。

実際に、そのことに気づいて、箱物だけのPFIから脱却をしまして、町づくりにPFI手法を導入しているところの事例が最近出てきております。例えば、某市におきましては、合併後、合併前

から有している公共施設において再配置、統廃合を検討して、地域の企業や地域の銀行が主体となってSPCを組成して、そして地域の未来形成を行うというふうなPFIをやっております。

具体的には、古い庁舎とか学校、福祉センター、体育館、公民館、子育てセンター、給食センターなどの施設を包括的に有効活用する。その特徴は、市役所とPFI手法によって役割分担をして、地元の企業そして地元地銀がリスク分担を行って町づくりにつなげているということなんです。

こういった事例が幾つか今出てしようとしております。実際に、大手の銀行でなくてもプロジェクトファイナンスを行える地銀が育っていかないと、なかなか地方にPFIが導入されていかないとこのように思っております。

そこで、今後は、このようなところにぜひ支援を持っていただきたいというふうに通じております。この方向性についてどのようにお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 地域ごとにその地域を支えている官民の主体が、アイデア、知恵を寄せ集めて、それが町づくりに反映していくような、それがPFI手法で進んでいくような方向性、これは極めて大切な提言だと思っております。

中心市街地活性化法というのを昔つくりました。そのときに、先ほど質問された後藤先生がスタッフとして一緒に、いい知恵を出していただいたんですが、そのときに、三つのテーマ、三Cというのを掲げました。これは、コンパクト、コンビニエント、それからコンパクトの三C、町づくりの合い言葉にしたわけでありまして、いろいろな施設を町中に集約して効率的に運営をするコンパクトシティー等の発想も、地域の官民の主体が集まって出せる知恵であると思っておりますし、そういったことがPFI手法で町づくり全体に進んでいくことは大事な考え方だということふうに思っております。そういう方向にインフラファンドも育っていくというふうな誘導策に

今回の政策がなればというふうに通じているように思っております。

○杉田委員 大臣のお答えにもありましたように、中心市街地活性化ということで、実際に、駅前の再開発を、地元企業が主体となってSPCを立ててというのを検討している自治体があります。単に箱物を整備するのではなくて、ソフトの部分も重視しまして、地元の企業や商店や各種団体が中心となって町づくりを目指す、そのところにPFIを導入していこうというふうな、そういう具体的な動きもありません。

単に国の官民連携ファンドもインフラ重視ではなくて、町づくりを目的としたファンドに、そして、地方自治体や、そのところに根づいた地方のSPCが使いやすくすることが今後必要になってくるかと思っております。建物に補助金を出すよりも、公共サービスの運営にファンドとして活用できるような、地域の経済の循環がうまくいくような、そういうところにファンドを使っていくような制度に今後は変えていくというふうなことも検討していただけたらと思っております。

先ほど一番最初に申し上げましたように、今後老朽化して、一番の不動産をまた補修しないといけないといった事例がどんどん出てまいります。これを官民で解決しようとして動き出している自治体がたくさんふえています。日本の地域が元気になる手法の一つがPFI手法だと思っております。そのあたりのことを、今回のファンドも大事ですけれども、そういった地域の本場に町づくりの運営に使っていただけるようなPFIのファンドというのも考えていただきたいということを要望しまして、私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございます。

○平井委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日もよろしくお願いたします。

今般のPFIに関係します民間資金等活用事業推進機構、これを仮にPFI機構というふうに通じて

ばせていただきますと、このPFI機構と、それから、二月に審議をして、私も反対しましたが、この場で可決をしました地域経済活性化支援機構の関係の法律、この地域経済活性化支援機構とPFI機構の共通点について、まずお伺いしたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。企業再生支援機構は、過大な債務を負っている中小企業事業者等に対して、金融機関が有する債権の買い取り等を行って事業の再生を支援することを目的として設立されたものでございます。

これに對しまして、民間資金等活用事業推進機構は、民間のインフラ投資市場の育成を目的とするものでございますし、支援対象事業も収益性の高いものに限られているものでございます。

共通点ということでございますが、官民で共同出資するファンドであるということ、委員会による支援決定等のガバナンスのあり方などが共通点として挙げられると思っております。

○大熊委員 おっしゃるとおりだと思います。私も金融機関時代、ファンドのビジネスにかかわってりましたが、要するにファンドというのは、二月のときの質疑でも申し上げましたが、対象先はいろいろなものがあるわけでございまして、その対象先によって何々ファンド、例えばヘッジファンドとか不動産ファンドとかつくわけでございます。

そして、今言われた、官民で一緒にリスクをとりに行く。もう一つの投資委員会的なもの、これは当然純粋な民間ファンドでもあるわけでございます。前者の官民で一緒にリスクをとりに行く、ここが共通点であり、大きなポイントですね。

リスクというのは何かといいますと、これは、シニアローンのリスク、それからメザニンのリスク、それから最劣後、エクイティーのリスクという、大きく言うと三つあるわけなんです、これをそれぞれとりに行く。後で説明してまいります、実はそれぞれとりに行っていいいゆがみがあるんです。

その前に、では、共通点が今明らかになりました地域経済活性化支援機構において、これは以前の企業再生支援機構のもとで支援をされたわけですが、コロナ工業ですね、二月の質疑のわずか二カ月後に倒産しております。民事再生を申請しております。あの審議のときにコロナ工業のこの字も出なかった。倒産寸前であった、こういう情報開示が一切なかった中で法案が成立していったわけでございますが、その二カ月後にコロナ工業の民事再生。これは、どういふいきさつで倒産に至ったのか、御説明をお願いいたします。

○木下政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、コロナ工業につきましては、地域経済活性化支援機構の前身でございます企業再生支援機構が二十三年五月に支援決定をいたしましたのが、本年四月の二十二日に民事再生の申し立てを行うことになりました。

コロナ工業につきましては、機構がコストの削減、事業スポンサーであります伊藤忠プラスチックスが新技術を中心とした販路の開拓という役割分担のもとで平成二十三年五月に支援決定をし、現在、実施しているところでございます。

しかしながら、国内拠点の統廃合、あるいは統廃合に伴う人員の合理化等のコストダウンを行ってまいりましたけれども、その後の経済情勢の変化等によりまして、予想以上に携帯あるいはデジタルカメラ等の家電関連の顧客の海外移転が進展いたしました国内需要が縮小し、また、海外での需要に対応するべくベトナム工場の立ち上げがまだ大型の受注獲得につながっていなかったことから、事業再生計画を達成できなかったものと承知しております。

現在、民事再生プロセスにおきまして、コロナ工業の有する新技術あるいは資産が有効に活用され、雇用も維持されるよう、適切なスポンサーの選定に向けて機構及びコロナ工業が努力しているものと承知しております。

○大熊委員 ベトナム等に顧客が行ってしまつて国内需要が縮小する、これは二十三年五月からわ

ずか二年弱の間。これは急激に起こったわけではなくて、二十三年五月の時点からわかっていた、あるいは予見できた、知っていたかは別にして、知り得る、そういう状況だったんじゃないでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。機構につきましては、支援決定の前提といたしまして、財務のデューデリですとか、あるいは事業のデューデリジェンス等を慎重に行った上で、事業再生計画を支援事業者あるいは債権者と連携をして策定することにし、その上で、支援の中心について決定しているところでございます。

今回のケースにつきましては、やはり海外との競争あるいは円高等の影響もありまして、事業計画におきまして策定の際の計画予想をはるかに超える事業であったものと考えておりまして、そのためこいうふうな形で民事再生に至つたものというふうな考えがございます。

○大熊委員 はるかに超えるということなんです、PFI機構でもプロが入る、先ほどの質疑でも出てまいりました。企業再生支援機構でもプロが入っていらつしやうたはずなんです、プロの見をはるかに超える、いわゆる想定外ということでしょうか、このはるかに超えるということを証明していただけますか。はるかに超えるとはどうも思えない、そういう状況だったと思うんです、お願いいたします。

○木下政府参考人 お答えいたします。当時、携帯あるいはデジタルカメラの高級な機種については国内に残るといふことを見込んでございまして、その高級機種が必要というものの激減をいたしました、こいうことが実情でございます、特にベトナム工場につきましては、予想の需要見込みに對しましてかなり減つていた、それからベトナム工場の立ち上げ時期もかなりおくれたところとところが大きな原因だろうと思っております。

○大熊委員 当初の出資決定のときに、そのような、はるかに超える事態、想定する事態はこうだ

という注釈がついて投資委員会の決定がなされたんでしょうか。

というのは、今後もPFI機構で、これはプロが入ると言われますが、そういうPFI機構において、各案件、どういふ案件が来るのか、空港なのか、いろいろなもの、独立採算制ですから、サービス型と違って極めてリスクの大きい、変動の大きい事業でございますね、予想されるのは独立採算ですから。これについては、はるかに超える事態とは何かということが一つ一つ定義、あるいは審査の上、投資が決定されていく仕組みなのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○澁谷政府参考人 PFI機構のお話ということでお答え申し上げます。支援委員会でプロが判断するということだけではなくて、当然のことながら、これは民間の補完でございますので、他の民間の投資家が出資ないし融資をするような案件について、この機構がお金を出すとことございまして、当然、市場の中でさまざまな評価がなされた上で、この機構のみが唯一の資金提供者であるということは全く想定しておりませんので、市場の中でどのような評価を受けるかということを総合的に勘案しながら支援の決定がなされるものと考えております。

○大熊委員 済みません、今のお話は全く残念ながら適切じゃないと思うのは、伊藤忠プラスチックスが入っているわけですから。これは、事業スポンサーで、エクイティーをここがとっているわけですから。民間と一緒に入っているわけですから。今のお答えでは、コロナ工業と何も変わっていない、こいうお答えなので、これではまずいと思ひますが、いかがでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。PFI推進機構につきましては、もともと収益性のある事業が対象でございますので、企業の救済とかこいうものとは全く違うものであるということとをまず再度申し上げたいと思ひさせていただきます。

その中で、例えばコンセッションであります

と、既にある、例えば関西空港のように既に営業しているような施設でありますと、トラックレコードというものが十分ございます。また、海外にもインフラファンドというものは多数ございまして、インフラの投資案件というものはかなりございまして。

そうした海外のベンチマークでありますとか、さまざまなことを勘案しながら市場の方できちんと適切に評価されるということで、収益性の高いものに投資がなされるというふうに考えております。

○大熊委員 これも、全く申しわけないですが、全くおわかりになっていない。全くと言うと失礼になります。

再生ファンドも、収益が上がっていない事業にスポンサー事業とエクイティーを出すんじゃないんですよ。要するに、民再かければ、会社更生でもないですけれども、貸し金が、ローンが相当吹っ飛ばすわけですよ。だから、簡単に言うと、営業段階までは収益が出ている、経常でマイナスになっちゃような会社に対して大体再生ファンドというのをお金を突っ込むわけですよ。

今おっしゃられた相違点というのは、実はそうじゃない。再生ファンドだって収益を上げている事業なんです。だからこそ最初に伊藤忠プラスチックスはエクイティーを出したわけですよ。でも、二年で破綻しちゃった。これは共通なんです。だから、だめなんじゃないかというふうに申し上げております。

そして、今トラックレコードとおっしゃった。ちょっと確認をしたいんですが、十年間、PFIの事業、事例が非常に少なかったからこれは今回改正を考えるんじゃないんですか。トラックレコードがそんなにたくさんあるんだつたら別に改正する必要はないんじゃないでしょうか。

○澁谷政府参考人 済みません。トラックレコードと申しましたのは、例えば、既存の空港において、利用者がどのぐらいでありますとか、収益がどのぐらい上がっているとか、そういう実績が出

ているものという趣旨で申し上げたわけでございます。

○大熊委員 これでもちょっと次に行きたいと思うんですが、その前に、コロナ工業についての責任のとり方はどういふふうになるんでしょうか。PFI機構のもとで今後投資する案件で、失敗した場合の責任のとり方も共通して来ると思っていますので、お願いいたします。

○木下政府参考人 現在、六月末をめどに民事再生の手続に入り、新しいスポンサーにつきまして内外から調整を進めているところでございまして、その間におきましては、現執行体制におきまして最大限努力をするという形で進んでいるところでございます。

○大熊委員 私が質問させていただいたのは、責任のとり方はどうされるんですかということ、今後のスポンサーの話伺っているわけじゃないので、よろしくお願ひします。

○木下政府参考人 お答えいたします。そういった民事再生、六月の末を目指した手続を終えた後、現在の執行部がどういふ形をとるかというの、今後の検討だろーと思っております。

○大熊委員 通常、ファンドという、責任をとる主体は誰かということ、そのファンドの投資先に行ったマネジメントはもちろんなんですが、そうじゃないんです。ファンドの人なんです。

つまり、地域経済活性化支援機構の投資委員会において、支援委員会と言ったんでしょーか、要は本質的には投資委員会なんです。投資決定を下した、通常、ファンドですと、プリンシパルと呼ばれるタイトルを持った人の責任はどうかというふうに伺っているんです。

○木下政府参考人 企業再生委員会におきます決定は、関係者のさまざまなデューデリジェンス等々を踏まえて、再生計画に基づいて決定したものでございまして、機構におきましては最大限調整、努力をした結果でございまして、そういう意味で、責任といいますが、企業再生支援

機構におきましては最大限努力をしたということ、一つの実施といいますが、そういったところを履行しているというふうには私どもとしては承知しております。

○大熊委員 つまり、責任は追加的ではない、そういう御答弁でしょうか。

○木下政府参考人 機構におきましては、支援決定基準に基づきまして慎重審議をいたしまして決定したものでございまして、その意味におきましては、法律にのっとって行ったというところに基本的に責任はないものと思っております。

○大熊委員 つまり、法律のもとで責任を問われない、そういう法律になつていた、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○木下政府参考人 その点におきましては、特に瑕疵はないというふうに理解しております。

○大熊委員 地域活性化支援機構の法律の責任のとり方は書いていない、法的には問われないうことが今初めて明らかになつたわけでございます。

では、今回のPFI改正法における責任、これは条文上、法律上はどういうことなんでしょうか。やはり前と同じように、追加的な責任は法的には書かれていない、そういうことでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。機構の中で、国だけではなくて共同出資者もございまして、そうした中で責任のあり方等について御議論がなされるものと考えております。

○大熊委員 確認なんです。これから議論をする、きょう法律を採決しようというときに、これから議論しよう、そういうことなんでしょうか。

○澁谷政府参考人 これまでの答弁でもずっと申し上げてまいりましたとおり、国費を毀損することのないように、明確な支援基準を国の方で定めまして、その新基準に基づいた運用をきちんと行っていたかどうかということで、国民に迷惑をかけることのないような運用をしていきたいということでございます。

○大熊委員 それは当たり前のことでございまして、前工程はそれとおりなんです。投資した後、失敗したときにどうなんですかというふうには再三お伺いしているわけなんです。

○澁谷政府参考人 失敗することのないような、そういう運用をぜひ心がけていきたいというふうな思っております。

○大熊委員 これはおかしいです。実際、コロナ工業という失敗事例が出ています。この答弁では全く納得いきませんが。

○澁谷政府参考人 共同出資者がおることとございまして、また、市場関係者がさまざまなスクリーニングを行いまして、スクリーニングを行いまして、この事業は非常に採算性が高いものだ。

インフラの事業につきましては、海外にさまざまな類似事例があるわけございまして、そうした中で、危なそうな事業の救済ということではなくて、ここは収益性が確実に見込まれると。インフラというのはもともと長期安定的な収益が見込まれる事業ということで、だからこそ諸外国でインフラファンドが非常に発達しているわけございまして。そうしたものを十分勘案しながら、そうしたものに対して非常に造詣が深い者が運用する、そういう中でぜひ担保していきたいというふうな考えております。

○大熊委員 責任のとり方がやはりないということだというふうな理解しますし、今の御答弁、では、再生ファンドは海外にないか。たくさんありますよ。それはおかしい話であつて、今の話では到底納得がいけないんですが、もう一回改めて、責任のとり方ですね、失敗したときにどうするの。

では、違う切り口で聞きましょう、同じことを。民間ファンドで失敗したらどうなると思えますか、通常。あるいは、その前に、民間ファンドのプリンシパルはどういう責任をあらかじめ負っていると思えますか。法的責任と金融的な責任、両

方お答えください。

○澁谷政府参考人 LPの場合ですと、お金を出した範囲での責任ということだと思います。GPの場合ですと、かなりの責任ということが金融上であると承知しております。

○大熊委員 LPにGPのマネジメントはお金を入れますよね、1%ぐらい。それが責任なんですよ。私、答えを申し上げちゃいました。

それが飛ぶということ、要するに、百億、何かの事業に突っ込む、一億入れるんですよ、そのマネジメントが。このケースだと、地域経済活性化支援機構の取締役とかあるいは委員の皆さんが、合わせて一億入れるんですよ、百億だとすれば。それから、PFI機構の案件だつて入れるんですよ。飛んだら一億損するんですよ。それが責任なんですよ。

もちろん、首になるというのは、そんなのは当たり前。首になる、職を賭す、これは責任といえ責任なんです、金融的な責任をとったことにならない。金融的な責任というのは、ちゃんと自腹でお金を損する、自分のバランスシートが損する、マイナスになる、こういうことなんです、そういう理解を共通していただけますかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○澁谷政府参考人 民間のファンドとは違っていて、官民ファンドということでございます。そうした特性も含めて、ただ、先生がおっしゃるような責任のとり方等につきまして、今後、機構が設立するわけでございます。もともと、これは共同出資者、民間が先に設立をして、そこに国がお金をつけるというたてつけになっておりますので、設立の発起人、共同出資者の御意向も十分踏まえながら、責任のとり方等について遺漏のないような措置を行っていききたいというふうに考えております。

○大熊委員 官民ファンドだから、違うから責任はとらなくてもいいんだというふうに聞こえたんですが、逆じゃないでしょうか。官が入るから、税金ですから、より責任を、純粋な民間ファンド

よりもっと厳しくするような仕組みを、これかに議論するんじゃないかと、法律に、きっちり条文に、まあ附則でもいいかもしれないが、書いていけば、ああ、そうなのかなというふうに思いますが、今の御答弁ですと逆。要は、純粋に民間のファンドではないから、違うからいいんだというふうに聞こえましたが、これは逆なんじゃないでしょうか。

○澁谷政府参考人 国費を入れるようなファンドであればこそ、責任は非常に重たいというふうを考えております。

○大熊委員 責任は重いですよ。責任をとるのは、国の関係の方、つまり、皆様、官僚、あるいは大臣も含め、特別職の方も含めて、そういう方が責任をとらなきゃいけないんですよ、お金で。そういう仕組みになっていきますかというふうなお尋ねです。

○澁谷政府参考人 株式会社等の機構が設立をされる際に、これは民間だけでまずは設立するわけでございます。共同出資者の御意向を十分踏まえて、国費を出したってさちんとした責任のとり方が担保されるような、そういうことをぜひ行っていききたいというふうに考えております。

○大熊委員 そもそも、本日の段階でできていないことが大問題ですというのをまず指摘させていただきます。先ほど、それは共通の理解をしていたようにも感じるところなんです。

その上で、より国の方の責任を、これからのなかもしませんが、これについては明確に、例えば国家公務員の国賠の対象になる、そういうところまで含めて、例えば先ほどのコロナ工業で、はるかに超える事態、想定外の事態が起こったみたいな、そういうお話がありましたけれども、ここについての基準、明確に定めていただきたいというふうに思います、いかがでしょうか。

○澁谷政府参考人 今後、支援基準等を定めるに当たりまして、御指摘の点も踏まえまして、十分な対応をしていききたいというふうに考えております。

○大熊委員 では、ようやくPFIの本論に入りたいと思うんですけども、あと十五分ぐらいです。

民主党政権の最後の方で、これは私のいたいた資料なんですけれども、平成二十四年十一月三十日付で、「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」という紙が出ているかと思うんですが、「民間資金等活用事業推進会議決定」ということで、この二番の中で、「利用料金等の収入で資金回収を行い、その次なんですけど、「税金を投入することのない又はできるだけ税金を投入しないPFI事業の具体化」というふうに書いてございまして、先ほどからも質疑があったところでございまして。空港についても、税金を投入しないPFIになり得るといふ別紙の紙もついているところでございます。

先ほど来の議論で、結局、民間だけでは、日本ではインフラファンドが育っていないから足りないんだと。例えば簡単に言うと、リスク量を百、百億の何か事業をPFIで考えるときに、民間だけではどうにもこうにも六十しかリスクがとれない、だから残り四十は国なんだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○澁谷政府参考人 リスク分担の考え方につきましては、いろいろ市場関係者のお話を伺っていますと、一定のリスクを誰に分担させるかということではなくて、さまざまな民間の提案を踏まえまして、そのリスクをいかに民間のイノベーターな知恵で解消させるか、そこにまたビジネスチャンスが生まれるんだというふうにおっしゃる方が非常に多いわけでございまして、そうした民間の提案を踏まえながら、具体的な案件に即しながら、きちんとした判断をしていききたいというふうに考えております。

○大熊委員 ちょっととはつきりお答えいただけないんです。では、具体的に、まず、PFIは本来税金を投入することのないケース、これが理想だということとよろしいですよ。

○澁谷政府参考人 理想はそのとおりだと思っております。

○大熊委員 それでは、先ほどと同じ例で、対象事業のリスク量を百とすると、民間から六十しか集まらない、残り四十は国が出す、簡単に言うと、今回の改正はそういうスキームだ、これを主眼にしている、追加的に、こういう理解でよろしいでしょうか。

○澁谷政府参考人 そういうものだけではないんですが、そういうものも対象にしているということとは事実でございます。

○大熊委員 だけではないということは、それ以外のものは純粋に民間でできるんだということももしかしたら若干あるぞというふうな理解をさせていたいただきました。

残念ながらそうじゃないケース、つまり、民間だけのリスクでは六十にとどまってしまうぞというときに、それを知るプロセスですね。例えば、何かの事業、空港でもいいですね。空港なら空港の売り主が、Aという会社はこの案件を持ち込む、そうすると、そのAという民間の会社、投資家は、六十しか出せませんという会社の機関決定がなされた、次に、どうするんでしょうか。お答えいただけますか。

○澁谷政府参考人 機構が六十しか出せないというところでございますか。(大熊委員)いや、民間ですと呼ぶ民間の金融機関が六十しか出せないということですか。(大熊委員)ある金融機関がと呼ぶ)

基本的には、大型の案件ですと多分プレーヤーが多々いると思うんですけども、非常に単純化した話として、百の事業のうち、他の民間の金融機関が六十しか出せないというときに、四十をこのファンドが引き受けるのか、あるいは四十も出してしまおうということが本当にいいのかという判断を個々にさせていたかどうかということになるかと思えます。

○大熊委員 簡単に言うと、では、Aという民間企業が六十というリスクだ、残り四十をどうする

かについて、Bという金融機関なり、あるいはゼネコンさん系でも、ノンバンクでも、ファンドの会社でも、何でもいいですね、十行けると。それで七十来た。それでまたC社に行った、また五来た、七十五まで来たぞ、ここで打ち止めなんだ、これ以上はもう民間ではリスクキャピタルは出さないという確認をどのようにするんですかという、具体的に言うという質問なんです、いかがでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

多分、空港だと下水道、上水道等の案件によってかなり違ってくると思いますけれども、おっしゃるような、どこかのタイミングで、これ以上というのがあるものだというふうに思っております。それにつきまして、支援委員会の方で個々の判断を行っていく。この辺は、諸外国にさまざまなインフラファンドがございまして、そうしたインフラファンドの運用に携わったような人の中にも入っていただきたいというように考えておりますので、そうした諸外国のものをベンチマークしながら適切な判断を行っていただけるものと考えております。

○大熊委員 同じ話なんです、この法律が採決だという段階でこれからというのが本場におかしんじゃないかなというふうに思っています。

というのは、悪く考えると、民間というのはモラルハザードを起こしやすいんですよ。足りないところは国が出してくれるのかと。では、いろいろ回るんじゃないかと、残りももう面倒くさいから国に出してもらっちゃおうという意見になりがちなんです。

したがって、対象先の支援基準ばかりじゃなく、調達のレストランチャーターについての基準もあらかじめ法律の中に入れていないと、条文に書いていないですね、見せていただいたら、これが間違いないんじゃないかと。これはモラルハザードを生みますよ。これは予想させてもらいますよ、生みますよ。

要するに、政府、国のお金というのは最後の出し手なんです。最後の出し手だということを認める、それを基準の中に入れていないというところが問題だというふうにはまず指摘をさせていただきます。

その次に、もう一つ、その関連なんですけれども、モラルハザード的な構造、つまり、本当は隠れたところに民間キャピタルが残っているかもしれない、だけれども、既に出すという大口の投資家、アンカーインベスターですね、六十出すぞと最初に言った人、アンカーインベスターは、もう国だというふうになりがちなんです。そうすると何が起るかというと、一種のクラウディングアウトの効果、これが起こってくるんですよ。おわかりになりますかね。まず、その時点で御確認をお願いいたします。

○澁谷政府参考人 まず、この機構が先取りでそういうことを行くと、確かに、ほかの民間が出さなくてもいいじゃないかというモラルハザード的なことになると懸念はおっしゃるとおりでございます。

○大熊委員 なので、機構の方が一生懸命営業すれば、働けば働けばモラルハザードが小さく仕組みにこの法律はなっているという問題点があるんです。今政府の方でもお認めいただいたように、非常に危険なそういうものを内在した法律だということも指摘させていただきたいというふうには思います。

そして、もう一つ、先ほどの関連でもあるんですが、今般、昔の民主党政権とは違い、別に、前の民主党政権がどうのと申し上げているわけじゃないんですが、アベノミクス、私どもも金融緩和ということを言っています。ここまでは、ある程度うまく成功してきているんじゃないかと思えます。

ある程度と申し上げた理由は、要するに、日本銀行の異次元の緩和でもってお金が出てきているんですが、そのお金はどこに行っているかという、最終の、インターバンクの外に出ているかという

ないわけですね。要は、当座預金に積み上がっていつている。それをどうやって貸し出し等に、このPFI事業もそうですよ、出していかうかという、これがアベノミクス成功のキーだと思える。私たちが、アベノミクスの金融緩和の部分は、応援というか、共通の考え方ですから。でも、これは逆のことをやっていますよ。

なぜならば、今御指摘させていただいたように、国のお金が先に行っちゃうわけですから。そういうモラルハザードを内在した法律ですから。これは、アベノミクスの金融緩和を、うまくインターバンクの外にお金を出していくということに一つ足かせをはめる、そういう法律なんですと私どもは考えます。

この点、一言、大臣にお願いいたします。

○甘利国務大臣 この法律の一番の目的というのは、日本にインフラファンドがない、そして、官が出ていけば、恐る恐るだけれども民も出てくるということを目指し、やがて、民にインフラファンドのノウハウが蓄積されていくと、全く官が手を引いても、そこは市場として育っていくのではないかと。

つまり、官が出ていかないと、この種の、コンセッション方式あるいは料金徴収を主体とした新しい仕組みに対して民のお金が、海外ならノウハウが蓄積されて出ていくんであるうけれども、日本ではなかなか出ていかないのではないかと。だから、呼び水として設定をする。ということでは、これは、問題があるからやめちゃいましょうということになると、全く民の部分も出てこないのではないかとということになるんじゃないかというふうに思っております。

委員の御指摘の点は、しっかりと留意しながら進めていくという必要性はよく感じますけれども、だからこれをやめちゃおうという、これからこの種の市場が育っていかないのではないかと懸念もあるかと思えます。

○大熊委員 ありがとうございます。私どもも、冒頭に申し上げたような純粋なPFI

I、税金が投入されないPFI、これを目指していく、それについては大賛成で、実は、今回、修正案をお出しする時間がなかったということもあり、別途の、私どもなりにいい案があるんですが、これは本日の審議じゃないということ、ちょっと割愛させていただきます。

大臣の言われた中の、民間ファンド、インフラファンドを育てるということ、ちょっと細かいことになりましたので、政府参考人の方に。大臣でなくて結構なんですけれども、例えば、インフラファンドを結構盛んにやっているオーストラリアで、マッコーリーバンクというのがありますね。このマッコーリーバンクのインフラファンド、日本でも、箱根のタインバンクか何かを、たしかマッコーリーバンクは持っていると思うんです。十年ぐらい前ですね。

このマッコーリーバンクが、当時、オーストラリアでインフラファンドをやり始めた、いつぐらいなんだろうかと、二十年ぐらい前なんだろうかと、オーストラリア政府からお金が入ったんだろうかと。

○澁谷政府参考人 マッコーリーには政府のお金は全く入っておらないと承知しております。ただ、例えばですけども、イギリスでありますけれども、二〇〇三年にスタートした、病院のPFI事業を推進するLIFT、学校のPFI事業を推進するBSFというプログラムにつきましては、その実施主体である官民連携会社に国費が入っている。

カナダでは、二〇〇九年に、PPP事業を推進するためのカナダPPPファンドというものが設置されておりました、これは、コンセッション事業に対する融資が行われているわけですけれども、国費が入っているというふうに承知しております。

○大熊委員 PFI事業そのものを成立させるために国費を入れるのかという観点と共通するところもあるんですが、民間インフラファンドを育てるために国費を入れるかという観点で、今、後者

の方でお伺いしたわけなんです。イギリスの事例はその対象ではないというふうに理解をされました。

では、例えば、もう一つの事例。

具体的な日本の企業の名前を出して恐縮ですが、野村プリンスパルさんは、ずっと前からイギリスでインフラファンドをやっていますよね、高速道路の料金所とか、港とか。あれは別に、日本政府が野村プリンスパルに、あるいは野村証券にお金を入れたわけじゃなくて、イギリスであらうふうにならざるを得なかった。これはおかしな感じがしませんか。

要するに、今回の、官によって民間のインフラファンドを育てる。要するに、日本の国内に案件そのものが少なかった、先ほども質疑にも出ましたが、それがやはり本質的な問題であって、民間がリスクをとってこなかったことじゃないんじやないでしょうか。

もう一回申し上げますと、野村証券の子会社である野村プリンスパルは、イギリスで大々的にやっていますよね。日興証券あたりもちょっとずつやってやっていますのかもしれない。この点、どうお考えなんでしょうか。

○澁谷政府参考人 イギリス、オーストラリア、カナダなど、インフラファンドが非常に発達しております。そういうところでは、インフラファンドの組成等をサポートするようなビジネスも非常に発達しておりますし、コンサルティング業務、イギリスの場合は、特に、インフラストラクチャーUKという財務省の中の組織がさまざまなコンサルティング機能を政府みずから行っているというふう聞いております。

日本の場合ですと、そもそも本格的なインフラファンドがなかったということで、先ほどの箱根ターンパイのときも、その後ほとんど案件が続くと思っただけだったというところで、それ一件になっちゃっているわけですから、実際に、市場関係者の方で、そうしたインフラファンドについての十分な経験が国内にないということ

が大きな障害。

これは、私が市場関係者から直接聞いた話でございます。昨年の夏、ある会社が、太陽光発電のインフラファンドを、四十億ぐらいの組成したというふうにございます。大変な御苦労があったというふうにございます。リスクのとり方等について非常に御苦労をされた。そこは、諸外国でインフラファンドを組成する場合と大きな違いだったというふう聞いております。

○大熊委員 時間があと二分ぐらいかなということなので、すつ飛ばして最後に参ります。

PFI機構、官民ファンド、これに対する金融庁による検査、監督ですね。

通常の民間のファンドですと、金融商品取引法上、一任ということですが、そのアドバイス、助言の会社に認可ということが必要になるし、助言だけで登録ということになるかと思いが、この官民ファンドについては、どのような仕組みで金融庁は検査等をやっていくのか。やらないのかどうなのか、教えていただければと思います。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

金融庁は、法令に基づきまして、銀行等に対する検査を行っているところでございます。

議員御指摘の民間資金等活用事業推進機構につきましては、法律案において、金融庁による検査を行うことにはなっていないというふうに承知をしております。

○大熊委員 明快な御答弁、ありがとうございます。

驚くと思うんですよ。これは、事実上ファンドですから。先ほどからのお話、官民ファンドです。ここだけです。

普通の民間のファンドというのは、金融庁は結構厳しく検査するんです。しっかりとやっておられるんです。金融庁は、この官民ファンドは、全くないんですよ。今御答弁のとおり、全くない。だからコロナ工業のようなことも起こり得るんですよ、今後。

どうなんでしょう。金融庁として、これはおかしなところがあるように各省協議のときに思われなかつたんでしょ。お願いします。

○佐々木政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたとおり、我々の検査は法令に基づいて行われておるところでございます。

PFI事業につきましては、所管省庁でございまして内閣府におきまして、知識、ノウハウが蓄積されているものというふうに承知をしております。

したがって、行政の効率性などを考えますと、御指摘の民間資金等活用事業推進機構につきましては、PFI事業について知識、ノウハウ、専門性を有しております内閣府において行うことが適当であるというふうに考えたところでございます。

○大熊委員 金融庁は検査しないということ、官民ファンドは検査しない。民間ファンドは厳しくやる。これは、イコールフットリングの観点からして、やはりおかしいんじゃないでしょうか。

もう一度お願いいたします。

○佐々木政府参考人 今申し上げましたとおり、我々の検査は法律に基づいて行われているところでございますので、法令上の権限がない中で検査をするということにはいかないというところは御理解をいただければと思います。

先ほども申し上げましたとおり、このうち、PFI、民間資金等活用事業推進機構につきましては、その専門性を有しております内閣府において、法律上も監督権限があるというふうに承知をしております。

○大熊委員 専門性と言われますけれども、投資一任だつて、あれは専門的なファンドマネジャーを置く、それのもので認可を与えるわけですから、その御答弁はおかしいと思えますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 繰り返しになりますけれども、この法案におきましては、監督権限が内閣府、内閣総理大臣にあるということで、その検査

権限については金融庁に委任されているものではないかと。したがって、この機構につきましては、法案におきますとおり、金融庁の検査の対象にはなっていないということでございます。

○大熊委員 表現は悪いですが、まさに縦割りそのものだというふうに理解をさせていただきまして、時間が参りましたので終わらせていただきます。

以上です。

○平井委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

まず最初に、PFIの独立採算型、これの実態について伺ってみたいと思っております。

今回立ち上げる官民ファンドは、独立採算型等のPFI事業に対して金融支援等を実施することを目的としております。PFI事業には、サービス購入型と独立採算型、その複合型である混合型があるとされていくわけですが、

そこで、実績を聞きますが、これまでPFI事業は何件あり、そのうち独立採算型は何件か、答えていただけますか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

平成十一年度から平成二十四年度末までの実績でございますが、実施方針公表ベースですが、総計で四百十八件ございます。延べ払い金を払っていないもの、いわゆる独立採算型の事業は、累計で二十一件となっております。

○赤嶺委員 全部で四百十八件、そして独立採算型は二十一件ということでありました。

資料を配付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

この独立採算型二十一件の事例、衆議院の内閣調査室が内閣府の資料から作成した。これまでに実施された独立採算型事業、平成二十五年二月末現在、この一覧表で二十一件の名称がわかります。

このうち、杉並区井草介護強化型ケアハウス整備事業は、二〇〇七年の内閣府のPFIアニュアル

ルレポートにその概要が紹介をされております。

そこには、厚生労働省は、「平成十三(二〇〇一)年度、PFI法に基づき、地方自治体が土地・施設の賃貸を前提にしてケアハウスを買い上げる方式をとる場合、その買い上げ費用に対して整備費の補助を行う制度を創設した。」とあります。

厚生省に聞きますが、この一覧表にある老人福祉施設において、この制度を利用して施設整備を行ったものはそれ以外にどれがありますか。

○原政府参考人 お答えを申し上げます。

資料でいきますと、左側に番号がございますけれども、五番目、六番目、七番目、十一番目、十二番目、そして先ほど御指摘のあった十五番目でございます。

○赤嶺委員 結局、ケアハウスの場合であれば全部ということになるわけですね。

内閣府のPFI年次報告の資料、平成二十一年度、二〇〇九年度版、これによりまして、独立採算型とはありまして、「選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。」このようにあります。つまり、税金を使わず、利用者からの料金収入などで、施設の建設から維持管理、運営を行うから独立採算型ということになります。

ケアハウスの場合に、税金が入っているのに、これらを独立採算型に何で分類しているのでしょうか。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

昨年まで、私どもはそういう分類をしておったわけでございますが、延べ払い型と区別する意味で、いわゆる延べ払い金による財政負担のないものをひっくり返して独立採算型と言っているものでございます。

補助金は公共事業でやろうと民間事業でやろうと一律にかかるといって、そこは除いて、要するに、発注者の方から延べ払い金として支払う

ものがあるかどうかということで分類をしているものでございます。

○赤嶺委員 内閣府の資料に照らしても今の説明はよくわからないんですけれども、税金を一円も使わず、建設費を含めて全ての費用を利用者からの利用料などで賄うから独立採算型なのではないかと思うんですよ。

先ほどの内閣府のPFI年次報告の資料、これは、「公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。したがって、厳密に言うところの類型について独立採算型と呼称するのは適切でない。」内閣府自身もそのようにおっしゃっているわけですね。厳密には、公共部門から補助金などがあるものは、本来の独立採算型ではないということが内閣府の資料でもはっきりいたします。

当時、PFI事業でケアハウスを建設した場合に、税金でどの程度補助することになっていたんですか。

○原政府参考人 御指摘でございますがケアハウスについての事例でございますが、当時は、社会福祉施設等施設整備費補助金というものを活用して建設しております。この金額といいますが、補助率でお答えをさせていただきたいと思っております。事業費に対しては国庫補助率としては二分の一ということでございます。

○赤嶺委員 都道府県や事業者負担はどうなっていますか。

○原政府参考人 失礼いたしました。あと、国庫補助二分の一以外に、都道府県が四分の一を補助するというところでございます。

○赤嶺委員 建設費の大半は税金であるわけですか。

どういうふうになっているか、これについて、いろいろな研究会の報告資料もあまして、PFIで行った杉並のケアハウス事業を泉南市のPFI研究会が二〇〇四年五月にまとめた報告書、こちらでも紹介をされております。そこでは、施設購入費四億七千九百万円に対

し補助金が三億八千五百万円で、区の財政負担額は三千二百九十万円となります。区は施設購入費に三千二百九十万円を負担しているが、その後も月額五十六万一千円の賃料が二十一年間にわたって事業者から支払われることになり、購入費は五年程度で回収される仕組みになっている。ところが、事業期間二十年間の賃料総額は一億三千四百六十四万円であり、施設全体の補助金を回収することはできないわけですね。しかも、公有地の購入費用を考慮しない場合とのただし書きもついているわけですね。

つまり、ケアハウスなどといったものは、多額の費用がかかる施設の建設費を補助しているから事業が成り立つのであって、建設費用を利用者からの利用料で賄う独立採算で事業を行った場合は、その事業が成り立たないではありませんか。

○澁谷政府参考人 御指摘のとおり、老人福祉施設の場合ですと全て補助金が入っておりますので、PFI事業として、老人福祉施設にしましては、一〇〇%完全に利用料金収入で賄っているという事業はないわけでございます。

○赤嶺委員 そうなりますと、この資料で言う、これまでに実施された独立採算型事業、総合計二十一件であるわけですが、ケアハウスは厳密な意味でこの中に入らないわけですか。そういうことですね。

○澁谷政府参考人 言葉の問題ですけれども、一〇〇%の独立採算型という意味では入らないということになるかと思っております。

○赤嶺委員 皆さんの定義に基づいて聞いているわけですか。

改めて、それでは、ケアハウス事業のように、この二十一件の中で税金が投入されている事業、これは配付した資料の中でございまして、

○澁谷政府参考人 済みません。税金が投入されていない事業をカウントしてしまつたものですから、投入されていない番号でよろしいでしょうか。(赤嶺委員「いいですよ」と呼ぶ)二十一件あり

ますけれども、税金が一切投入されていないものは、一番、二番、四番、九番、十番、十三番、十四番、十七番、十八番、十九番、二十一番、これで十一件だと思います。

○赤嶺委員 そうすると、ケアハウスも含めて十件は税金が投入されていて、十一件は投入されていない。この二十一件は、ちょっと言葉を悪く言えば、実は、独立採算型という定義に照らせば、少し水増しだったというような指摘をされても仕方がないと思うんですよ。

自治体で見れば、PFI事業の中で本当の独立採算型というのは、実際に自治体でなくて、これまで行われたPFI事業のうち、本当の意味での独立採算型、これはPFI事業四百十八件の中でわずかに十一件であります。二・六%です。自治体でいえば、十六件中六件しかない。二〇〇五年度以降は、岩手県の事業を最後に自治体による独立採算型のPFI事業は行われていません。

今回、ファンドをつくってまで推進しようという独立採算型は、自治体からは完全にそっぽを向かれていた。そもそも、独立採算型という手法自体に問題があると思っておりますが、これは、大臣、いかがですか。

○甘利国務大臣 今まで、独立採算型という仕分けをするのは、先ほど説明をさせていただきましてとおり、いわゆる延べ払い方式と違うという意味でそういう区分をした。しかし、厳密に言えば、委員御指摘のように、本当の意味での独立採算型になっているかどうかということでは、その中もまた区分しなければならぬというの事実がありました。

今まで、特定の料金収入で賄っていく方式でありますから、場合によってはどうか、かなりの部分、税金投入というのを強いられたいというのは御指摘のとおりだと思います。

今回提案しておりますPFIの手法の延伸、従来型から延伸していくのであれば、新たに料金収入が得られる施設の併設も含んで裾野が広がっていくわけでありまして、そういう意味では、

独立採算に向けて大きく前進をしていくのであろうというふうな思っております。

○赤嶺委員 これまで議論してきたケアハウスの例からも、こうした施設を全て民間資金で建設し、その費用を利用料で回収しようとしたら、利用料は高額なものになり、とても公共事業とは言えなくなります。

また、独立採算型のPFI事業では、名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備事業、いわゆる名古屋港イタリヤ村、あるいは北九州のひびきコンテナターミナルPFI事業が破綻をしております。破綻したひびきコンテナターミナルは、結局、自治体が引き取りました。PFI事業全体に自治体は及び腰だが、その中でもとりわけ独立採算型に自治体がそっぽを向くのは、私は当然だと思います。

次に、今回設立する官民ファンドを実際に活用するかという問題です。

甘利大臣は、今回のPFI法案が閣議決定をされた三月一日の記者会見で、機構による出資を期待している関空、伊丹空港等のPFI事業の円滑な実施のためにも、法案の早期成立を目指してまいります。このように述べておられます。この発言を引用いたしまして、翌日の朝日新聞は、「成長戦略」の官民ファンド 真の狙いは関空救済」のように報じました。

伊丹空港を合併した関西空港がコンセッション方式で運営権を売却するときに、今回設立する株式会社民間資金等活用事業推進機構の資金をつまみ期待している、そういうことで、大臣、あのようない記者会見になったんです。

○甘利国務大臣 関空が運営権を外の事業者に委ねる契約をする、これは関空側で既にそういう方向になっているわけでありませぬ。

官民ファンドがどこを選ぶかというのは、自動的にこの案件を選ぶということが一〇〇%つながっているわけはありませんで、それは、先ほど来申し上げますように、PFI推進機構の中に設置をされる委員会が適切な選定をするわけ

であります。

であります。コンセッション方式に付する当事者としては、当然、ファンドを探すわけでありますから、それを期待することになると思えますし、その中身がそれに資するものであるならば、官民ファンドの方が対象案件としてそれを選ぶものというふうな承知をいたしております。

○赤嶺委員 ファンドが選ぶことは当然ですが、選ぶ前に関空の期待値をやはり大臣が述べられたのかな、このように感じます。

それで、国土交通省の説明資料で、これは二枚目につけておきました。平成二十四年、二〇二二年四月一日に設立をされました新関西国際空港株式会社は、両空港を一体的に運営し、事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッションを実現することを目指すという。一体、関空の運営権は幾らで売却できるのか、これを伺いましたら、その目安となる資料を国土交通省がつくっていただきました。それがこの資料であります。

まず、国交省、このEBITDA倍率について説明していただけますか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。まず、EBITDAと申しますのは、金利、税金、減価償却費などを差し引く前の利益ということでございます。EBITDA倍率と申しますのは、現在のEBITDAとの間で何倍の倍率があるかということを見ていく指標でございます。

今先生から御指摘のありました資料のEBITDA倍率は、こちらにございますように、三十倍のものから十二、三倍のものでございますけれども、この倍率の中で空港案件が動いているのが世界の情勢ということでございます。

一方で、新関空会社につきましては、現在彼らが出しております中期経営計画では、平成二十六年度の段階で六百五億程度のEBITDAを目標とするということになっておりますので、その六百五億円の何倍の価値が投資家によって判断される

かということでも売却の額が見えてくるものと思っております。

○赤嶺委員 約六百億円を設定していると。関空の借金は一兆二千億円ですね。六百億円でEBITDAで出すというぐあいになると、例えば国交省の説明資料では、関空については、早期に政府補給金への依存体質から脱却し、約一・二兆円の債務を返済することにより、健全なバランスシートを構築することを目指してということでありませぬ。今回のコンセッションで約一・二兆円の債務を返済するためには、目標のEBITDAである六百億円の二十倍で売却されたいというところになるわけですね。

ところで、甘利大臣、資料をごらんになっていただきたいんですけども、このEBITDA、世界で出ていることになっていくというんです。この倍率は二〇一〇年以降全て二十倍を切っているわけですね。これでは、運営権の売却は一・二兆円の債務は返済できないのではありませぬか。倍率が二十倍になっていかないと傾向が今世界の流れです。二十倍にならないと、一・二兆円の借返済、債務返済も無理なんじゃないかと思えますが、大臣、所感で結構ですか。

○甘利国務大臣 それが、何倍になるかはちょっとわからないものでありますから、専門家によってじかれていく中で、対象案件として、なるかならないかは決まってくるんだと思えます。

○赤嶺委員 そうなんです。答弁としてはそうとしか言いようがないと思えますが、ただ、二十倍になっていかないと、結局、官民ファンドを設立して関空救済をやるうとして、それは無理だったということにしかならないわけですね。

ちょっとまだあるんですけども、時間が来ましたので、終わります。

○平井委員長 次に、畑浩治君。

○畑委員 生活の党の畑浩治でございます。本日、いろいろPFIの事業の実績と評価については議論がありましたので、通告しております。

ましたが飛ばして、具体論に入らせていただきます。

このPFI事業は、もう言うまでもなく推進すべきだと私も思います。国民資産が大変預金超過も多い。国民資産が千五百兆あるとか言われていますから、一般会計の十五年分ですね。これを使わない手はない。

かつては財投資金なり税金で行われてきたわけで、財政制約の中で民間資金を使うという意味で、PFIをしっかりと推進する、これは本筋にいいことだと思います。ただ、この手法が、私、きょうは疑問を持っておるんです。官民ファンドによる手法。例えば官民ファンドにこの民間資金を持つてくるためには、よほどの民間が食いついてくるうまみがないといけない、収益も含めた魅力がなければいけないと思えます。

今回、その官民ファンドに民間資金を持つてくるためのインセンティブというのはどのようなことをお考えでしょうか。

○澁谷政府参考人 機構に対しまして資金出資を行う民間出資者のインセンティブといたしましては、まず、一般的な民間投資家が行っているインフラ投資と同様に、長期安定したリターンが得られる。インフラ投資の基本的な考え方とされているわけですが、そのほかにも、この機構がインフラ事業に出融資することを通じて、ずっと本日申し上げておりますが、我が国において民間のインフラ投資市場の形成、促進が図られる。ずっと官が独占してきたインフラ市場を民間に開放するということにより、事業機会が拡大するということが考えられます。

○畑委員 私、今のインセンティブ、足りないんだらうと思えます。

インフラで長期安定のリターンというのは当たり前で、これまでもあったことですね。そして、その呼び水としての市場の安定、これは、民間インフラ市場をつくるということについてはその効果はあるかもしれない。しかし、インフラ整備に対するインセンティブというふうにはなかなか敵

りますから、財政の健全化にも資するというわけでありませぬ。

要は、そういう環境を整えるために、では、規制緩和だけしますということですが民間資金が動くかどうか、そういうファンドがすぐあした組成されるかという、なかなかそういう環境にはない。ですから、そういう環境をつくっていくために、時限措置としてこの種の手法を使っているということであるとおっしゃいます。

○畑委員 実は、この手法の一つとしてこういうのをやっていくというのは、それは理論としてはあるかもしれませんが、いろいろこのインフラファンドを諸外国、先進国でやっているところというのとはほとんどないとか、英国はありますね、イギリスが。多分これがモデルになっているんだらうと思います。英国のインフラストラクチャーUKですね。

ただ、きょうは御質問じゃなくて、ちょっと私の意見を言いたいんですが、このインフラストラクチャーUKは、どうも財務省の中の組織なわけです。財務省の中で、インフラの総合的な計画、位置づけも含めて、大臣とか行政がしっかりハンドリングしながら、国の責任として、財務省の中でファンドを設けてやっていくという制度です。責任の所在が明確なわけですね。

私が問題視していますのは、まさに株式会社として中途半端な存在をつくる。そして、そこに対するガバナンスが、市場からも、あるいは国会の予算、チェックという観点からも働きやすいのかと。こういうのをやるんだらう、やはり国の責任なら国の責任ということを確認して、国の中でそういうインフラファンドをどうやって組みかというの、だから、イギリスというのはかつての財投みたいな感じもするんですが、そういうところを透明化を図りながら、どうやって政治主導、国の主導でやっていくかというところの観点、重要な点だと思うので、そういうところが多分、官民ファンド、今回の問題の大きなところじゃないかなと思っております。このことはちょっと申し

上げておきたいと思えます。

PFIが進まないのは、ファンドの部分もあって、規制改革もこれからしっかりやっていただくということなんですが、もう一つは、やはり既存の公物管理権との関係が曖昧なんだらうと思えます。

例えば、事業者は運営権を有してコンセッションでやったとしても、公物管理法の規制がかかる。その規制との優劣についてどう考えるかというところが疑問が生じるという、必ずしも統一的に整理されていない。縦割りなわけですね。実際、どこまでの範囲の業務を民間業者が行うのが明確ではないところがあると思えます。

例えば国交省ですと、PFI事業者の法的地位については、協定等で定めた一定の占用許可の手續については、逐一、公物管理者の占用許可というか、そういう手続は経ることなくできる、かなり推進のために進んだような整理をされているらうと思っております。

一方、例えば厚労省の上水道事業であれば、実はこれは結構まだ規制がかなりあるんですが、事業開始のために厚労大臣から認可そして市町村の同意を取得して、あと、利用料金を含む供給条件を変更する場合には、その都度厚労大臣の認可を取得する必要があるとされている。なかなか、こういうざらざらの規制だと進まないという思いがあります。もちろん、制度上そういう必要性があつて、利用料金を民間に自由にさせていいの、という議論はありますが、そこはちょっと定性的な整理をした上で自由度を高めることも必要だらうと思っております。

結局は、ただ、これは、さはさりながら、それぞれのPFI事業の実施方針、協定で定める範囲になるわけですね。ですから、結局そこをしつかりと、予測可能性があるように、つまりPFI方式の普及促進のためには、適切な形でその公物管理権なり行政権との関係が指針として整理、公表されていることが望ましいと思っております。その点はいかがでしょうか。

○澁谷政府参考人 現在、公共施設等運営事業、コンセッション事業についての実務上の指針等のガイドラインの策定を行っているわけですが、このガイドラインとあわせて、ぜひ、先生御指摘のように、現場で混乱しないような、特に公物管理法との関係等につきまして、公共団体あるいは民間事業者が混乱をしたり、あるいは誤解をしないような、理解が深まるような、わかりやすく周知するような工夫を考えていきたいというふうに考えております。

ぐらゐの規模の組織になることが想定されるか、その辺をあわせてお伺いしたいと思います。

○山際大臣政務官 先ほど来、議論の中で大臣から答弁させていただきましたとおり、役人のOB、天下りということは考えてございません。

その上で、委員の御質問のように、金融等に関する専門知識を有する者が支援委員会あるいは機構の役員に入っていないといけないという問題意識はそのとおりでございます。プロジェクトファイナンスにかかわる投融資や、あるいはPFI事業の組成等の業務に関する知識経験を豊富に有する人材を民間から積極的に登用してまいりたいと考えてございます。

○畑委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移させていただきます。

今回の推進機構、結局、事業の採算性の判断が重要である、これはきょうもかなり議論がありましたけれども、プロジェクトファイナンスの目まきが必要になってくるわけですね。機構が行う業務のうちの出融資については機構内に設置される支援委員会が対象内容を決定することとなるというたてつけになっておりますが、ということ、支援委員会の委員の構成がどうなるかということが一つポイントであることは言うまでもありません。

特に機構のトップには、機構の業務に関連する専門知識、経験に加えて、高い識見と経営能力を有する民間の有能な人材が確保されるように努力してまいりたいと思えます。

全体のどれぐらいの規模かということに関しては、参考人からお答えいたします。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

余り大きな組織に無理にすることも無いと思えますが、産業革新機構なども参考にしながら、発足当時は数十人規模ではないかというふうに想定しております。

とともに、機構の職員、そこについては、やはりどうしてもガバナンスとか組織運営ということ、法務とか行政の専門家というは行くだろうと思うというか、天下りにならないと言っておりますが、組織運営という観点から、そういう人たちが行かざるを得ない部分はあるかもしれませぬ、そういう理由で。

○畑委員 ちょっともう一つお伺いしたいんですが、その数十人規模のうち、金融の専門家をしつかり入れるという話もありましたが、まだ決まっていないんでしょうが、法務あるいは行政、金融関係の専門家というのは大体どれぐらいの割合で組んでいくことになるのか。要は、端的には、民間から来た金融関係の人がどれぐらいの割合を占めるのか、そこがわかればというか、お答えできればというか、ちょっと教えていただきたいんですが。

ただ、さはさりながら、本当はそういう人たちが主体になるんじゃないかと、金融なりプロジェクトファイナンスの専門家がしっかりと入ることというか、入るだけじゃなくて、そういう人たちが大勢を占めるような構成にならなきゃいけないと思ひます。

○澁谷政府参考人 まだ法案がこうやって御審議中でございますので、これからの話ということになりますけれども、いろいろとさまざまなお話と御相談をされているところでは、金融の関係者そのものの方もいらっしゃるし、金融機関な

り、あるいはさまざまなところを経験して今コンサルティング業務をされている方とか、いろいろ複合的な経歴をお持ちの方が多数いらっしゃると思いますので、そうした方々を個別にいろいろ判断をさせていただければというふうに考えています。

○畑委員 これは、やはり後で官ファンドにならないように、ちよつとインセンティブも弱いんですが、できた場合、しっかりと動くような仕組みが本当に必要なと思います。

ちよつとまだ曖昧な形で、そここのところの私の疑問も払拭できませんが、いずれにしても次の質問に行かせていただきたいと思っています。

ちよつと法案と違いますが、やはり復興ですね。私も被災地の議員でありまして、被災地の復興が国政の最重要課題の一つだと思っております。復興がおおむねですが、この中で、PFIの活用というか、PFI手法をこの復興においてしっかりと生かすべきだという思いを持っております。

とはいうものの、復興は、おかげさまでというか、復興交付金も含めた財政資金がしっかりとバックアップされているということがありますので、PFIをすぐに使うかどうかというところの関係もありますが、あるいは、PFIを使うとしても、実は、復興を急いでしなければいけないという状況でありますので、PFIをやっている時間が長いかどうか、あるいは公共団体にとっては面倒くさいんでしょうね、なかなか腰が重いような気がします。

さはさりながら、集中復興期間、そして、それを過ぎた後でも復興を続けていくためには、やはりこういうことも今から考える必要があるだろうと思います。

よく言われるのは、例えば、東北は高齢者が多いんですけども、高齢者が多い災害公営住宅、そういう人たちが住む災害公営住宅をつくらなければならないから、こういう人たちが外出しなくても買物ができるようにする必要があるとか、あるいは、その一階に公共スペース、そ

ういうものを入れておくとか、あるいは、場合によっては病院なんかを入れて、やはり外に出なくても生活がそこで完結するような仕組みもつくべきだという気もしますが、恐らくそういうものというのは、行政が急いでやっている中でやると、なかなか難しいというか、余り思いもつかない部分ではないかなというふうな気がします。

こういうことも含めて、PFIでやることも少しもんでみる必要があるだろうと思います。

東日本大震災からの復興の基本方針でも、このときそういう議論をしたような気がします。

が、やはりPFIの活用というのが位置づけられておりまして、そういう中で、しかし、なかなかその辺のところは現実には及んだときに見えてこないという問題意識を持っております。

災害公営住宅について言うと、URが、都市機構がCM方式、コンストラクションマネジメント方式で、施工とか業者発注も含めてやって、時間も効率的にというか、公共団体の人員、体制不足を補ってやっていただいている部分もあります。

が、実は、ここで問題なのは管理の部分なんです。都市機構、URがつくったとしても、管理は当然市町村なり県に引き渡すわけですが、その管理の主体というのが実は想定されていない。

例えば、県なら県で住宅管理協会みたいなものがあるわけですが、そこに一気に引き渡すとして、やっていって効率的なのか、あるいは、そもそも市町村だと、田舎ですから、東京なんかと違って公営住宅を持っていない、管理主体を今から探さなきゃいけないというところもある。ただ、その出口も考えながら、PFIを使うことも被災地の復興においても考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。これは、住宅に限らず、PFIの活用ということで、その辺のお考えをいただければと思います。

○甘利国務大臣 PFIの被災地における活用、これは、十分考えていかなければならないと思います。

公共事業に限っていいますと、当面は復興の交

付金がありますから、これを使えば使い勝手もいいですし、簡単なことです。こちらが中心になるかと思っています。

ただ、その手の届かない部分、あるいは運営に関する部分ですね。気仙沼では漁船用の燃油のタンクが流されちゃって、まさに海が火の海になってしまった光景が極めて悲惨でありましたけれども、それを再構築する。ただし、運営に関しては、それぞれ漁協関係者がお金を払って運営権を任せるというような検討もあるようでございます。

公的な費用で手が届かない部分等も含めて、今後、事業が進んでいくに従っていろいろなアイデアが出てくるかと思っております。

○畑委員 ありがとうございます。

これで終わります。ありがとうございます。

○平井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○平井委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。松田学君。

○松田委員 日本維新の会、松田学です。

私は、日本維新の会を代表して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論を行うものであります。

本法律案は、PFI事業のうち、独立採算型事業及び同事業を支援する事業を実施する者に対し、資金の供給その他の支援を行い、もってPFI事業を推進する株式会社民間資金等活用事業推進機構を設立するものであります。

我々、日本維新の会は、民間活力を最大限生かす方向で真の意味でのPFI事業を構築する環境を整えることは、党にも即した政策であると考えています。その意味で、本法律案は、PFI事業の形態を独立採算型のPFI事業に移行させるものであることから、その方向性は、我が党としても同じくするところであります。

しかしながら、本法律案の問題点は、その手段にありませぬ。

すなわち、本法律案は、その方策として、政府が、直接的な財政負担として今年度予算だけでも百億円の出資をすることによって、株式会社民間資金等活用事業推進機構という官ファンドを創設し、それを呼び水として独立採算型事業に対して出融資を行う民間インフラファンドの創設を促すことを目的としておりますが、これは、民間インフラファンドの創設を促す方策として果たして適切なものかどうか、あえて官の負担によって創設した組織を設立しなければ所期の政策目的を達成することができないものなのか、大いに疑問とするものであります。むしろ、PFIに名をかりて、民間の自立を阻害するものではないでしょうか。

このような趣旨から、我が党が今国会に提案した今年度予算の修正案におきましても、本機構に対する出資百億円は削除する形で提案したところでありませぬ。

独立採算型事業によってPFIを推進する上で、本機構のような組織の設立によらずとも、やるべきことは多々あるものと考えます。

例えば、PFIを活用している諸外国の一部では、インフラ事業専門の投資会社に対する法人課税の免除、PFI事業者に対する収入補填、個人投資家に対するファンドからの配当についての課税免除といったインセンティブの付与を行っており、こうした国を挙げた民間インフラファンドの創設・育成施策により、民間インフラファンドの成長を実現しております。

また、本法律案は、PFI事業者等への資金的支援を中心とするものであります。独立採算型事業が拡大しない要因は、そもそも民間事業者にとって魅力ある案件がないからではないでしょうか。

公共的の事業に対して民間が投資できるような財務情報の開示が十分かどうか、既に平成二十三年に法的には可能となっているコンセンション方式

について民にとって使い勝手のよいガイドラインが整備されているかどうか、また、PPP、官民連携パートナーシップの推進など、検討を進めるべき施策は多々あるものと考えます。

いずれにしても、民間施設も含めた公共施設等の整備など、民間事業者にとって、自由度のある、魅力的かつ採算性がある仕組みを整備することが何よりも重要だと考えます。

なお、本法案の成立を待っているとされる空港などの幾つかの重要事業については、我が党も推進する立場ではありますが、そのために本機構の設立が本場に不可欠かどうか疑問があります。

以上、繰り返しになりますが、我が党として真のPFIを推進していくことには賛成の立場ではあります。独立採算型事業が拡大しない根本的な要因に十分な対策を講じず、単に官民ファンドを創設する本法律案には反対であることを述べて、日本維新の会を代表しての討論といたします。

どうもありがとうございます。(拍手)

○平井委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 私、日本共産党を代表して、PFI法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

反対する理由は、今回新たに設立する官民ファンド、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、破綻する危険性の高い独立採算型のPFI事業を支援することを目的としており、事業破綻の尻拭いを国民の血税で行うことになる危険性が高いからであります。

これまで実施された独立採算型のPFI事業はわずか二十余件にもかかわらず、名古屋港イタリヤ村やひびきコンテナターミナル事業の二事業が破綻しています。

しかも、私の質疑でも明らかにいたしましたように、税金を全く使わない本場の意味での独立採算型のPFI事業は、政府発表のさらに半分の十一しかありませんでした。独立採算型を財政に頼ら

ない成長の看板にするのは欺瞞にほかなりません。そもそも、公共事業を利潤追求の民間に任せ、政府の水増しされた統計でも、二〇〇五年を最後に独立採算型のPFI事業を行っていません。必要な公共事業は、公の責任で推進するべきであります。

今回のファンドの資金の投入先として、甘利大臣は、新関西国際空港の名前を挙げました。その目的は、一兆二千億円の膨大な債務をコンセッション方式での返済を支援するためであり、真の狙いは関空救済と指摘されるゆえんであります。求められているのは、こういう形で新たな公的支援を継続することではなく、関空がそもそも膨大な債務を抱えることになった原因と責任を明確にすることであり、このことを強調して、反対討論を終わります。

○平井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平井委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○平井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○平井委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、平口洋君外二名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。若井康彦君。

○若井委員 民主党の若井康彦です。

ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いた

します。その趣旨は案文に尽きておりますので、案文を朗読いたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

二 地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成二十六年年度から実施することが可能となるよう検討すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○平井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○平井委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。甘利国務大臣。

○甘利国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○平井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平井委員長 次に、内閣提出、総合特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。新藤国務大臣。

総合特別区域法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○新藤国務大臣 このたび、政府から提出いたしました総合特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

総合特別区域制度は、地方公共団体が、地域の特性を最大限活用し、かつ、地域の関係者と相互に密接な連携を図りつつ、みずからの判断と責任で主体的に行う取り組みにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とするものであります。国は、これらの取り組みを行う地域に対し、必要な施策を総合的かつ集中的に講ずるものであります。

これまで、国と総合特別区域の指定を受けた地方公共団体は、総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等について協議を行ってまいりました。今般、この協議の結果に基づき、総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国有財産法の特例として、国際戦略総合特別区域において先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供する場合には、各省各庁の長はその所管する普通財産である建物等であつてその売却につき買い受け人がないこと等の要件に該当するものを指定地方公共団体に譲与することができることとしておりま

す。

第二に、海上運送法の特例として、国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う旅客不定期航路事業を営む者については、旅客不定期航路事業者の禁止行為に係る規定を適用しないこととしております。

第三に、道路運送車両法の特例として、国際戦略総合特別区域において農業を営む者が使用するものとして指定地方公共団体が指定する家用貨物自動車について、指定点検整備事業者の交付した点検整備済み証を添付して申請があつた場合は、当該家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間を延長することとしております。

第四に、地域活性化総合特別区域における特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒またはリキュールを使用することができ原料の追加を行うこととしております。

第五に、国際戦略総合特別区域において産業の国際競争力の強化に特に資する事業の用に供する施設または設備の新増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○平井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

総合特別区域法の一部を改正する法律案

総合特別区域法の一部を改正する法律

（総合特別区域法の一部改正）

第一条 総合特別区域法（平成二十三年法律第八

十一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二条第四項中「第二十條」を「第十九條の二」に改める。

第三章第四節第一款中第二十條の前に次の二條を加える。

（国有財産法の特例）

第十九條の二 指定地方公共団体が、第十二條

第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、先端的研究開発推進施設整備事業（国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業をいう。以下この条及び別表第一の一の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体が、建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

第三条第三項に規定する普通財産であるものに限る。以下この条において「建物等」という。であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下この条において「特定建物等」という。）の譲渡を受けて当該先端的研究開発推進施設整備事業の用に供しようとする場合には、当該特定建物等を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、同法第二十八條の規定にかかわらず、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該特定建物等を譲与することができ

る。

一 当該建物等の売却につき買受人がないこと、又は売却しても買受人がないことが明らかであること。

二 当該建物及びその附帯施設の解体並びに当該解体に伴い生じた廃棄物の撤去に要する費用が当該敷地の価格（当該建物及びその附帯施設が存しないものとして類地の時

価を考慮して算定した価格をいう。）を超えらる見込まれること。

三 当該建物等の価格時価によって算定した価格をいう。）に比し、その維持及び保存を行うために多額の費用を要すること。

（海上運送法の特例）

第十九條の三 指定地方公共団体が、第十二條

第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業（国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する国際会議等をいう。）に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十一条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する旅客不定期航路事業（その航路の起点、寄港地及び終点が当該国際戦略総合特別区域内にあるものであつて、当該旅客不定期航路事業を営む者と同法第八条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものに限る。）をいう。以下この条及び別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者

については、同法第二十一条の二（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二十条第一項中「別表第一の一の項」を「別表第一の三の項」に改める。

第二十一条第一項中「別表第一の二の項」を「別表第一の四の項」に改める。

第二十二条第一項中「別表第一の三の項」を

「別表第一の五の項」に改める。

第二十三条第一項中「別表第一の四の項」を「別表第一の六の項」に改める。

第二十四条中「別表第一の五の項」を「別表第一の七の項」に改める。

第二十五条中「別表第一の六の項」を「別表第一の八の項」に改める。

第二十六条第一項中「装置」の下に「器具及び備品」を加える。

第四十七条第一項中「当該地域の特産物である農産物」を「農産物、地域活性化総合特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該地域活性化総合特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であつて当該地域の特産物であるもの」に改め、「酒類の製造場」の下に「第二号において「特区内自己製造場」という。）を加え、同項第一号中「生産されたもの」の下に「又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（を「及び」に、「もので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料とした」を「農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであつて特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていない」に改める。

別表第一中六の項を八の項とし、二の項から五の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項を三の項とし、同項の前に次のように加える。

「別表第一の五の項」に改める。

一	先端的研究開発推進施設整備事業	第十九条の一
二	国際会議等参加旅客不定期航路事業	第十九条の三

第二条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(道路運送車両法の特例)

第二十二條の一 指定地方公共団体が、第十二條第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、農業経営改善自家用貨物自動車活用事業(国際戦略総合特別区域において農業を営む者が、農業経営の規模の拡大その他の農業経営の改善を図るため、自家用貨物自動車(貨物の運送の用に供する自家用自動車、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第七十八條に規定する自家用自動車をいう。)をいう。以下この條において同じ。)を活用する事業をいう。以下この條及び別表第一の六の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、第六項の規定により認定地方公共団体(当該認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この條において同じ。)の長の指定を受けた指定自家用貨物自動車の使用者(第三項及び第八項において「指定自家用貨物自動車使用者」という。)が、国土交通省令で定めるところにより、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十一條第三項の規定により現に短縮されているもの及びこの項の規定により現に延長されているものを除く。以下この條において同じ。)の満了の日の一月前から当該満了の日までの間に、国土交通大臣に対し、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証を提出して、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期

間の伸長を申請した場合には、国土交通大臣は、道路運送車両法第六十一條第一項の規定にかかわらず、一年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

2 前項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長の申請には、第十項の規定により地方運輸局長が指定した自動車分解整備事業者(道路運送車両法第七十八條第四項に規定する自動車分解整備事業者をいう。第十項において同じ。)が第十一項の規定により交付した点検整備済証であつて有効なものを添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により自動車検査証の有効期間を伸長するときは、当該自動車検査証に伸長後の有効期間を記入して、これを当該指定自家用貨物自動車使用者に返付するものとする。

4 道路運送車両法第五十九條第三項並びに第六十二條第四項及び第五項の規定は第一項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長について、同法第六十六條第二項(第二号に係る部分に限る。)、第九十七條の二及び第九十七條の四第一項の規定は前項の規定による自動車検査証の返付について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十六條第二項第二号中「第六十二條第二項(第六十三條第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「総合特別区域法第二十二條の二第三項」と、同法第九十七條の二第一項中「検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」の使用者にあつては、第六十二條第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。」とあるのは「場合」と、同項及び同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税」と、同項中「国土

車税」とあるのは「自動車税」と、同項中「国土交通大臣第七十四條の四の規定の適用があるときは、協会。次項において同じ。）」とあり、及び同法第九十七條の四第一項中「国土交通大臣(第七十四條の四の規定の適用があるときは、協会)」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により有効期間が伸長されている自動車検査証は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由が生じた日(当該日が伸長前の有効期間の満了の日以前の日である場合にあつては、当該満了の日の翌日)にその効力を失う。この場合において、当該自動車検査証に係る自動車の使用者は、速やかに、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更(当該変更により、第一項の規定により有効期間が伸長されている自動車検査証に係る指定自家用貨物自動車(当該国際戦略総合特別区域内に使用の本拠の位置を有しないこととなるものに限る。))

二 第十四條第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更(第十二條第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業を定めないこととするものに限る。)の認定

三 第十七條第一項の規定による第一項の認定の取消し

四 第九項の規定による次項の指定の取消し

6 第一項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の使用者は、国土交通省令で定めるところにより、認定地方公共団体の長に申請をして、当該自家用貨物自動車について、指定自家用貨物自動車としての指定を受けなければなら

ない。

7 認定地方公共団体の長は、前項の申請に係る自家用貨物自動車(次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の指定をすることができ。

一 車両総重量八トン未満の道路運送車両法第四條に規定する自動車(同法第三條に規定する大型特殊自動車を除く。)であつて、その構造が国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

二 当該国際戦略総合特別区域における自然的、経済的又は社会的な特性によつて、当該自家用貨物自動車の使用の方法が、その装置(道路運送車両法第四十一條各号に掲げる装置をいう。)について劣化又は摩耗により保安基準(同法第四十六條に規定する保安基準をいう。第十一項において同じ。)に適合しなくなるおそれが比較的少ないと見込まれるものとして国土交通省令で定めるものに該当するものであること。

三 主として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業の用に供するものであること。

四 当該国際戦略総合特別区域内にその使用の本拠の位置を有すること。

8 認定地方公共団体の長は、この條の規定の施行に必要な限度において、指定自家用貨物自動車使用者に対し、当該指定自家用貨物自動車の使用に関し必要な報告を求めることができる。

9 認定地方公共団体の長は、指定自家用貨物自動車(第七項各号に掲げる要件のいづれかに該当しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

10 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、道路運送車両法第七十八條第一項の規定による自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であつて、指定自家用貨物自動車の整備について国土交通省令で定める基準

に適合する設備、技術及び管理組織を有し、かつ、確実に次項に規定する指定自家用貨物自動車の点検及び整備を行うと認められるものについて、指定点検整備事業の指定をすることができ。

11 前項の指定を受けた者(次項において「指定点検整備事業者」という。)は、指定自家用貨物自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該指定自家用貨物自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をしたときは、請求により、点検整備済証を依頼者に交付しなければならない。ただし、道路運送車両法第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき指定自家用貨物自動車については、臨時検査を受けていなければ、

これを交付してはならない。

12 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項第二号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項(第四号を除く。)及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第九十三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条第四項	自動車分解整備事業者	指定点検整備事業者
第八十条第一項第二号ロ	第九十三条の規定による自動車分解整備事業の認証	総合特別区域法第二十二条の二十第二項において準用する第九十四条の八第一項の規定による指定
第九十四条の三第一項	前条第一項	総合特別区域法第二十二条の二十第十項
第九十四条の三第二項	設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)	設備
第九十四条の三第三項	同条第一項	同項
第九十四条の五第六項	保安基準適合証及び保安基準適合標準	総合特別区域法第二十二条の二十第十項
第九十四条の五第六項	保安基準適合証及び保安基準適合標準	点検整備済証(総合特別区域法第二十二条の二十第一項に規定する点検整備済証をいう。以下同じ。)
第九十四条の六第一項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿

第九十四条の六第一項第一号	登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号	自動車登録番号
第九十四条の六第一項第二号	整備並びに検査	整備
第九十四条の六第一項第三号	検査の	点検及び整備を完了した
第九十四条の六第一項第五号、第九十四条の八第一項及び第九十三条第一項	保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証	点検整備済証
第九十四条の六第二項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿
第九十四条の八第一項第一号	この法律若しくはこの法律	この法律若しくは総合特別区域法若しくはこれらの法律
第九十四条の八第一項第三号及び第四号	第九十四条の二第二項	総合特別区域法第二十二条の二十第二項
第九十四条の八第一項第五号	第九条第七項	第九条第八項
第九十四条の八第二項	次条	総合特別区域法第二十二条の二十第十項
第九十四条の十	第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証	点検整備済証の様式その他点検整備済証
第百条第一項	指定整備記録簿の様式並びに及び自動車検査員の遵守すべき第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、	指定点検整備記録簿の様式及びの遵守すべき
		総合特別区域法第二十二条の二の規定の施行に必要な限度にお

第百条第二項	道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務	第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者	総合特別区域法第二十二条の二の規定の施行に必要な限度において、前項第十二号に掲げる者	その他の事業場	帳簿書類
	道路運送車両、帳簿書類	その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所			

13 この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

14 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

15 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 偽りその他不正の手段により、第三項の規定による自動車検査証の返付を受けた者
 二 第十二項において準用する道路運送車両法第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者
 三 第十二項において読み替えて準用する道路運送車両法第九十四条の八第一項の規定による点検整備済証の交付の停止の処分に違反した者

16 第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
 17 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 二 第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条第二項又は第九十四条の六第一

一 項(第四号を除く。)若しくは第二項の規定に違反した者
 三 第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項(第四号に係る部分に限る。)若しくは第二項又は第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者
 四 第十二項において読み替えて準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項(第四号を除く。)の規定による指定点検整備記録簿に虚偽の記載をした者
 五 第十二項において準用する道路運送車両法第九十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金を科する。
 19 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
 一 第五項後段の規定に違反した者
 二 第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条第一項の規定に違反した者
 三 第二十三条第一項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改める。
 第二十四条中「別表第一の七の項」を「別表第

一 〇の八の項」に改める。
 第二十五条中「別表第一の八の項」を「別表第一の九の項」に改める。

六 農業経営改善自家用貨物自動車活用事業
 附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置)
 第二条 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の総合特別区域法(以下「旧法」という。)第四十七条第二項の規定により読み替えられた酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第四十七条第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件は、この法律による改正後の総合特別区域法(以下「新法」という。)第四十七条第二項の規定により読み替えられた酒税法第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲をそれぞれ新法第四十七条第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。
 (自動車損害賠償保障法の一部改正)
 第三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
 第九条第一項中「又は第九十七条の三」を「若しくは第九十七条の三又は総合特別区域法平成二十三年法律第八十一号(第二十二條の二第三項)に、「同法第七十四條の四」を「道路運送車両法第七十四條の四」に改め、同項ただし書中「同法第九十四條の五第八項」を「道路運送車両法第九十四條の五第八項」に、「同法第六十二条第二項」を「同法第六十二条第二項」に改め、

別表第一中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。
 第二十二條の二
 「受けようとするとき」の下に、「又は総合特別区域法第二十二條の二第三項に規定する処分を受けようとするとき」を加え、同条第六項中、「同法」を「同法」に改め、「対して」の下に「総合特別区域法第二十二條の二第十一項の規定により点検整備済証の交付を請求しようとする者は同項の指定点検整備事業者に対して、それぞれ」を加え、同条第七項中「有効期間」の下に「(次項において単に「自動車検査証の有効期間」という。)を加え、同条に次の一項を加える。
 8 指定点検整備事業者は、第六項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該点検整備済証を添付して総合特別区域法第二十二條の二第一項の規定により自動車検査証の有効期間の伸長の申請がされた場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同条第十一項の規定にかかわらず、点検整備済証を交付してはならない。
 第九条の五第一項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「及び第七項」を「第七項及び第八項」に改める。
 (道路交通法の一部改正)
 第四条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
 第五十一条の七第一項中「含む。」の下に「又は総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第三項」を加え、「同法第五十八條第一項」を「道路運送車両法第五十八條第一項」に改める。

(自動車重量税法の一部改正)

第五条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は第七十一条第四項」を「若しくは第七十一条第四項」に改め、「予備検査の場合の自動車検査証の交付」の下に「又は総合特別区域法(平成二十三年法律第八十号)第二十一条の二第三項(有効期間の伸長の場合の自動車検査証の返付)」を加える。

理由

産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年五月三十日印刷

平成二十五年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局